

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年12月10日

【計算期間】 第20特定期間（平成24年3月13日から平成24年9月10日まで）

【ファンド名】 D I A Mグローバル・ボンド・ポート 毎月決算コース2  
ただし、愛称として「ぶんぱいくん」という名称を用いることがあります。

【発行者名】 D I A Mアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中島 敬雄

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【事務連絡者氏名】 大楽 信雄

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【電話番号】 03-3287-3110

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

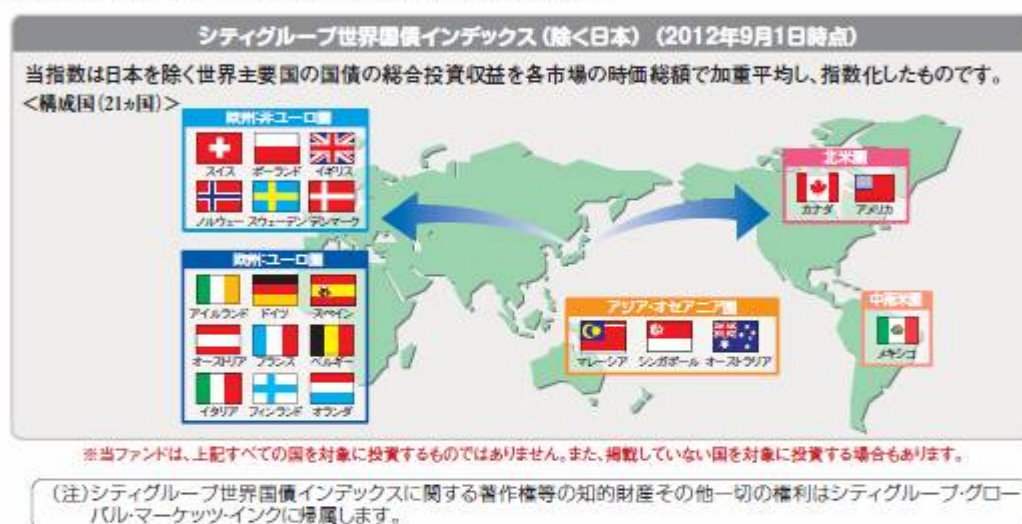
- ①当ファンドは信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。
- ②当ファンドは契約型の追加型株式投資信託に属します。
- ③当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。
- ④当ファンドの信託金の限度額は、2,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

#### ファンドの特色

##### 運用方針

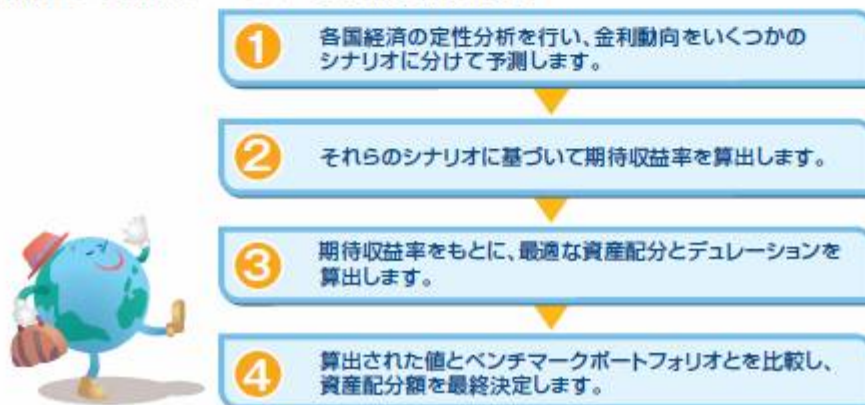
主にグローバル・ボンド・ポート・マザーファンドへの投資を通じ、ベンチマークであるシティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）<sup>(注)</sup>を上回る運用成果をめざします。

- ・主な投資先は、ベンチマークであるシティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）の構成国となります。
- ・投資対象国の景気・金利動向を分析し、ベンチマークと比べて、より金利低下が見込まれ、かつ償還までの期間がより長い債券を組み入れることにより、ベンチマークを上回ることを目標に運用します。
- ・実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
- ただし、通貨別見通しに基づき、円以外の通貨間での為替予約等を用いることにより、債券国別投資比率と通貨別投資比率が異なる場合があります。
- ・運用にあたってはDIAM International Ltdのアドバイスを参考にします。



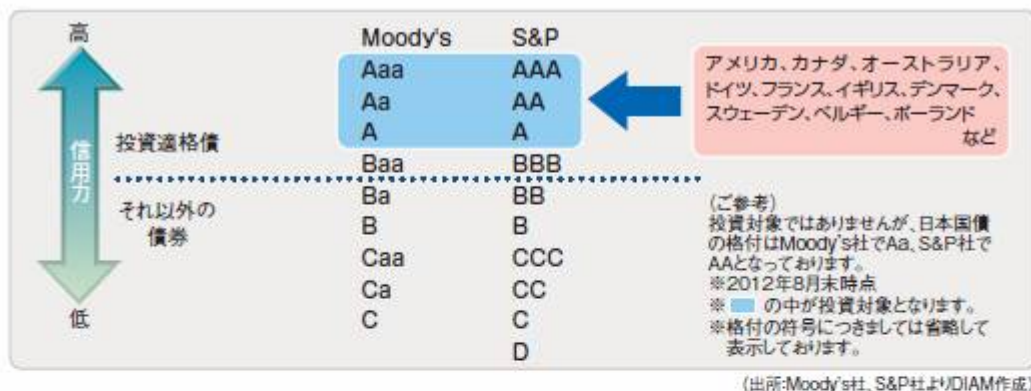
##### 運用プロセス

原則として以下のプロセスにより運用を行います。



### 信用力重視

日本を除く世界主要国の国債を中心に、信用力の高いA格以上（海外格付機関のS&P社またはMoody's社の格付を採用。）の格付の債券に投資します。



### 毎月決算

毎月10日（休業日の場合には翌営業日。）に決算を行い、原則として利子等収益の範囲内で分配を行うことをめざします。

#### 収益分配のイメージ



- ・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## 【投資信託の収益分配金に関するご説明】

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が  
支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

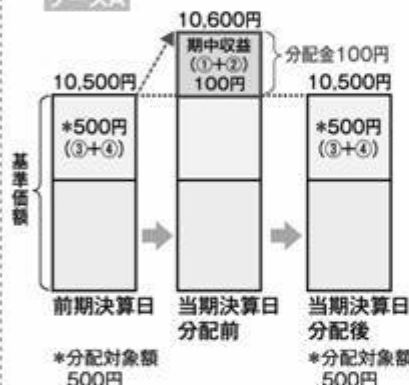
### 分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

#### 計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

##### ケースA



#### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

##### ケースB

<前期決算日から基準価額が上昇した場合>



##### ケースC

<前期決算日から基準価額が下落した場合>



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

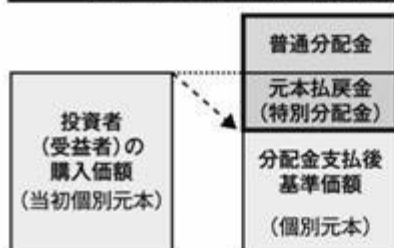
ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円  
 ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円  
 ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



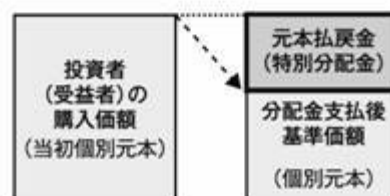
普通分配金

元本払戻金（特別分配金）

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。  
 元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



## ○商品分類表

| 単位型投信<br>追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
|----------------|--------|-------------------|
| 単位型投信          | 国 内    | 株 式               |
|                | 海 外    | 債 券               |
| 追加型投信          |        | 不動産投信             |
|                | 内 外    | その他資産<br>( )      |
|                |        | 資産複合              |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## ○商品分類定義

## ※単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

## ※投資対象地域

「海外」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## ※投資対象資産

「債券」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## ○属性区分表

| 投資対象資産                    | 決算頻度         | 投資対象地域           | 投資形態          | 為替ヘッジ     |
|---------------------------|--------------|------------------|---------------|-----------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株   | 年1回          | グローバル<br>(日本を除く) |               |           |
|                           | 年2回          |                  |               |           |
|                           | 年4回          | 日本               |               |           |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債      | 年6回<br>(隔月)  | 北米               | ファミリー<br>ファンド | あり<br>( ) |
| その他債券<br>クレジット属性<br>( )   | 年12回<br>(毎月) | アジア              |               |           |
|                           |              | オセアニア            |               |           |
| 不動産投信                     | 日々           | 中南米              | ファンド・オブ・ファンズ  | なし        |
| その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券)) | その他<br>( )   | アフリカ             |               |           |
|                           |              | 中近東<br>(中東)      |               |           |
| 資産複合<br>( )               |              | エマージング           |               |           |
| 資産配分固定型<br>資産配分変更型        |              |                  |               |           |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## ○属性区分定義

## ※投資対象資産

「その他資産（投資信託証券（債券））」とは目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として債券へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

(注) 商品分類表の投資対象資産は債券に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（債券））に分類されます。

## ※決算頻度

「年12回（毎月）」とは目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

## ※投資対象地域

「グローバル（日本を除く）」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## ※投資形態

「ファミリーファンド」とは目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

## ※為替ヘッジ

「なし」とは目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

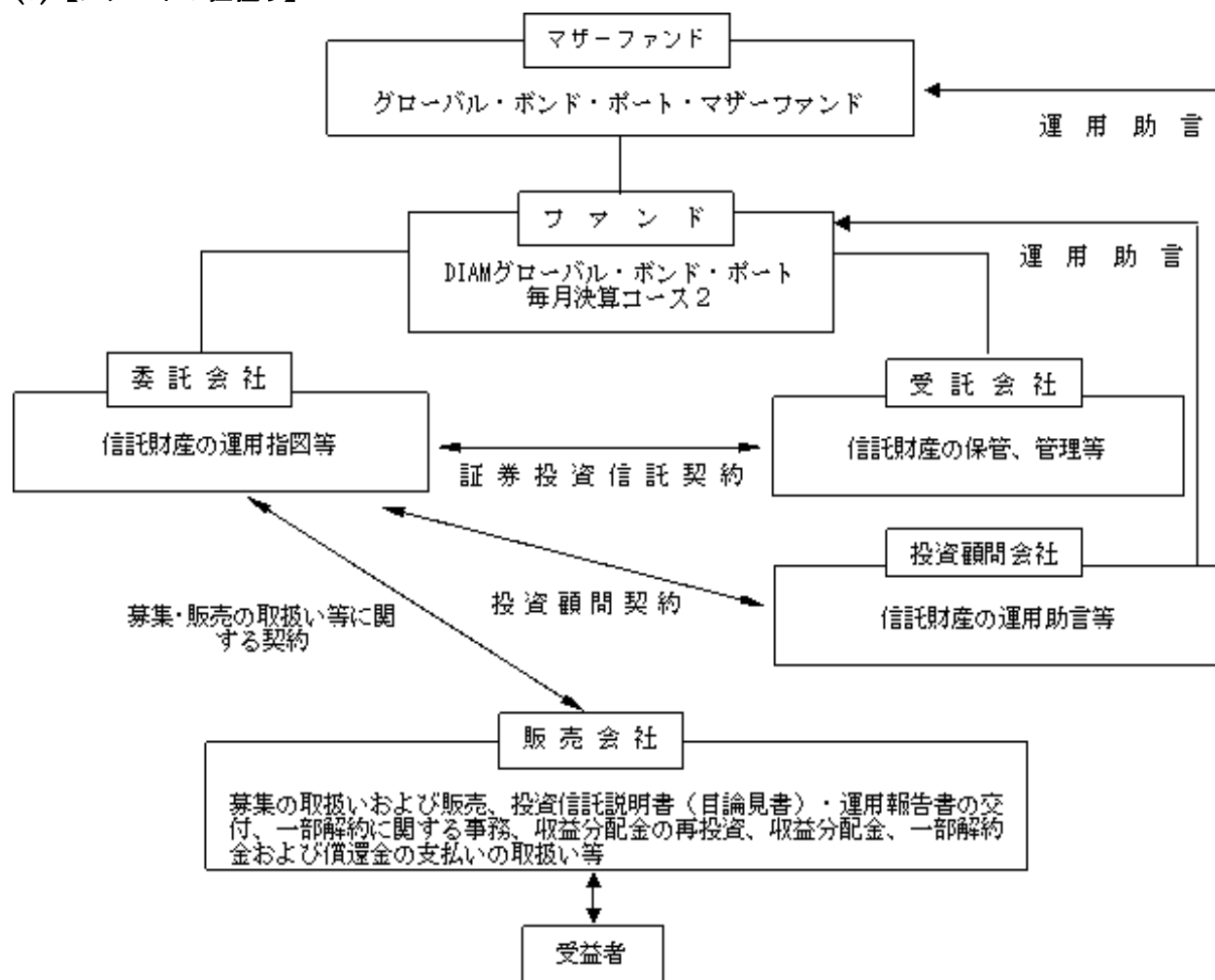
※上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、以下の方法でご確認ください。

- ・投資信託協会への照会
- ・ホームページ URL <http://www.toushin.or.jp/>

## (2) 【ファンドの沿革】

平成15年1月29日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】



### ①委託会社：D I A Mアセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として信託財産の運用の指図、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等を行います。また、販売会社として、募集等の業務を行います。

### ②受託会社：みずほ信託銀行株式会社

当ファンドの信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

### ③販売会社

当ファンドの募集の取扱いおよび販売を行い、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

## ④投資顧問会社：DIAM International Ltd

委託会社との投資顧問契約に基づき、当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の運用助言等を行います。

## ・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

## ・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

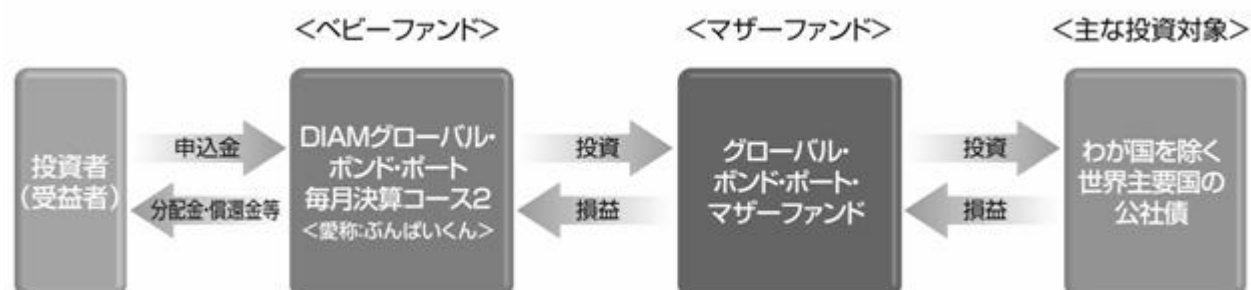
## ・「投資顧問契約」の概要

委託会社と投資顧問会社との間においては当ファンドおよびマザーファンドの運用にかかる助言契約が締結されております。

当該契約の内容は、投資顧問サービスの内容、助言の基本方針、運用の責任等について規定したものです。

## ●ファミリーファンド方式とは●

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



## ○委託会社の概況

名称：D I A Mアセットマネジメント株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

## ①資本金の額

20億円（平成24年9月28日現在）

## ②委託会社の沿革

|            |                                                                                               |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和60年7月 1日 | 会社設立                                                                                          |
| 平成10年3月31日 | 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得                                                                 |
| 平成10年12月1日 | 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可                                                                  |
| 平成11年10月1日 | 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。 |
| 平成20年1月 1日 | 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更                                        |

## ③大株主の状況

(平成24年9月28日現在)

| 株主名                | 住所                 | 所有株数    | 所有比率  |
|--------------------|--------------------|---------|-------|
| 第一生命保険株式会社         | 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 | 12,000株 | 50.0% |
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号  | 12,000株 | 50.0% |

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### <基本方針>

この投資信託は、信託財産の成長をはかることを目標に運用を行います。

#### <投資対象>

グローバル・ボンド・ポート・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

#### <投資態度>

- ①主にグローバル・ボンド・ポート・マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の成長をはかることを目標に運用を行います。
- ②「シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）」を運用にあたってのベンチマークとし、インデックスを上回る成果の実現をめざします。
- ③実質外貨建資産については、対円での為替ヘッジは行いません。
- ④国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

## (2)【投資対象】

### ①投資の対象とする資産の種類（約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいい、以下同じ。）

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限り、ます。)

ハ.金銭債権

ニ.約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

### ②有価証券の指図範囲（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてD I A Mアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたグローバル・ボンド・ポート・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。 )に投資することを指図します。

(1) 国債証券

(2) 地方債証券

(3) 特別の法律により法人の発行する債券

(4) 社債券（新株引受権と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

(5) 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、ます。）の行使、社債権者割当および株主割当により取得した株券ならびに新株引受権証券および新株予約権証券

(6) コマーシャル・ペーパー

(7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(6)の証券または証書の性質を有するもの

(8) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。）

(9) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

(10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

(11) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、ます。)

(12) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

(13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、(5)の証券または証書および(7)の証券または証書のうち(5)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(1)から(4)までの証券および(7)の証券のうち(1)から(4)までの証券の性質を有するもの

を以下「公社債」といい、(8)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

(1)預金

(2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

(3)コール・ローン

(4)手形割引市場において売買される手形

(5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

④上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記③の(1)から(4)までの金融商品により運用することの指図ができます。（約款第17条第3項）

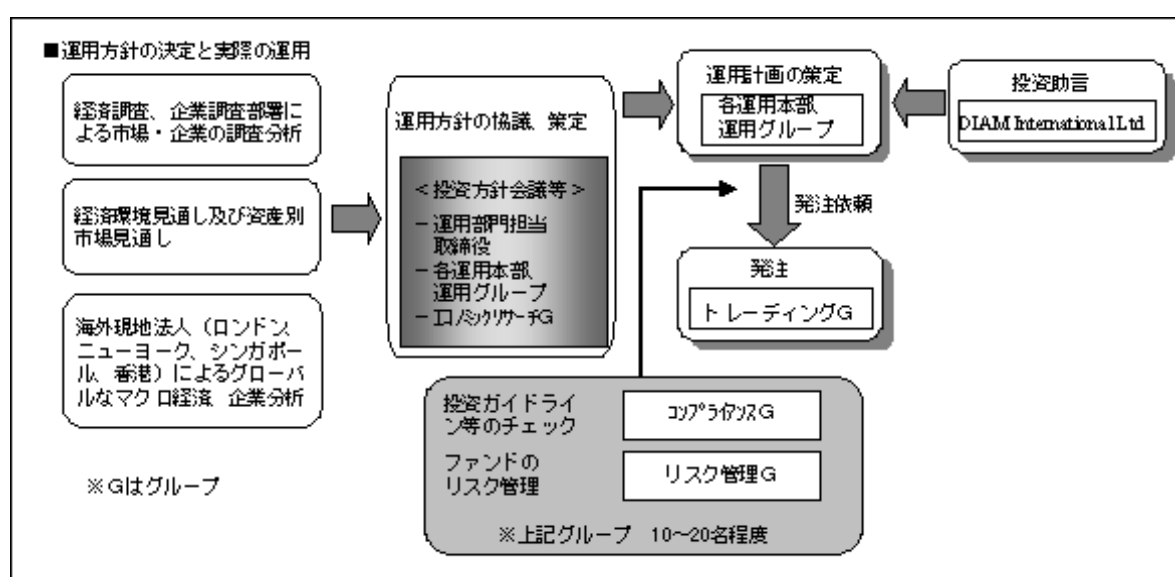
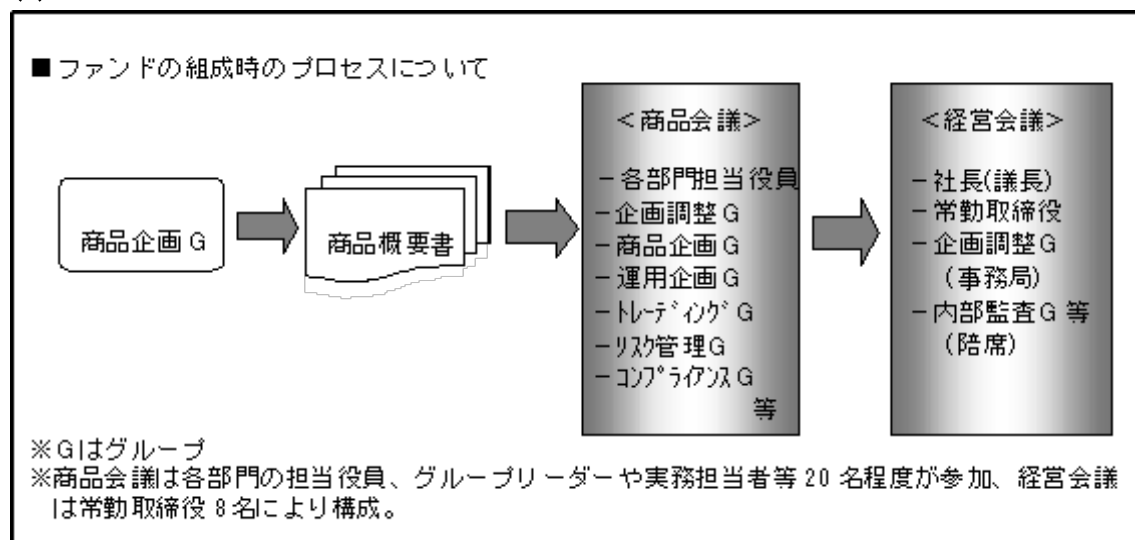
（参考）当ファンドが投資するマザーファンドの概要

|        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| ファンド名  | グローバル・ボンド・ポート・マザーファンド             |
| 基本方針   | この投資信託は、信託財産の成長をはかることを目標に運用を行います。 |
| 主な投資対象 | わが国を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。       |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 投資態度   | <p>①主にわが国を除く世界主要国の公社債に投資し、インカム・ゲインの確保とキャピタル・ゲインの獲得に努めます。</p> <p>②「シティグループ世界国債インデックス<sup>※</sup>（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）」を上回る成果の実現をめざします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※シティグループ世界国債インデックスとは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、世界主要国の国債の総合利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。</p> </div> <p>③投資対象国の景気・金利動向を分析し、ベンチマークと比べて、より金利低下が見込まれ、かつ償還までの期間がより長い債券を組入れることにより、ベンチマークを上回ることを目標に運用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な投資先は、ベンチマーク構成国となります。</li> <li>（詳しくは、第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 &lt;ファンドの特色&gt;をご参照ください。）</li> <li>・原則として以下のプロセスにより運用を行います。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 各国経済の定性分析を行い、金利動向をいくつかのシナリオに分けて予測します。</li> <li>2) それらのシナリオに基づいて期待収益率を算出します。</li> <li>3) 期待収益率を基に、最適な資産配分とデュレーションを算出します。</li> <li>4) 算出された値とベンチマークポートフォリオとを比較し、資産配分額を最終決定します。</li> </ol> <p>④外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑤高格付（A格以上）の債券に限定します。</p> <p>日本を除く世界主要国の国債を中心に、信用力の高いA格以上（海外格付機関のS&amp;P社またはMoody's社の格付を採用）の格付を取得している債券に投資します。</p> <p>（詳しくは、第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 &lt;ファンドの特色&gt;をご参照ください。）</p> <p>⑥外国債券運用は、ロンドンにあるDIAM International Ltd（委託会社の子会社）が様々な定性・定量分析を行い、債券の銘柄選定、通貨別の資産配分等運用の基本方針と具体案を策定、助言し、委託会社はそれを吟味したうえで、運用を実行します。</p> |
| 主な投資制限 | <p>①株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限り、株式（株式投資信託証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。</p> <p>②投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>④同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑤外貨建資産への投資には、制限を設けません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

### (3) 【運用体制】



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

#### <ファンドの組成時のプロセスについて>

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

#### <運用方針の決定と実際の運用>

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用本部、運用グループの運用担当者、エコノミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。

「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等に加え、投資助言先から得られた情報も参考にされます。

個別の有価証券等の発注は、運用部門から独立したトレーディンググループで執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループにて行われます。ファンドのリスク管理や分析については、リスク管理グループにて行われます。

当ファンドおよび当ファンドの主要投資対象であるグローバル・ボンド・ポート・マザーファンドはDIAM International Ltdの運用助言を受けます。

※上記体制は平成24年9月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

##### イ. 収益分配方針

毎決算時（原則として毎月10日、休業日の場合は翌営業日。）に、利子等収益および売買益（評価益を含みます。）から、原則として利子等収益の範囲内で分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### ロ. 収益の分配方式

①信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

- 1)配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2)売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

##### ハ. 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、その効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (5)【投資制限】

①マザーファンド受益証券への投資割合（約款「運用の基本方針」（3）投資制限）

マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。

②株式への投資制限（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）

株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限り、

株式（株式投資信託証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

③マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資制限（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資制限（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤外貨建資産への投資制限（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑥投資する株式の範囲（約款第19条）

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

⑦信用取引の指図範囲（約款第21条）

(a)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、

(b)上記(a)の信用取引の指図は、次の1.から5.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.から5.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券

⑧先物取引等の運用指図（約款第22条）

(a)委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(b)委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c)委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引の運用指図（約款第23条）

(a)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし

ます。

- (d)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第24条）

- (a)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

⑪同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第25条）

- (a)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (b)上記(a)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑫有価証券の貸付の指図および範囲（約款第26条）

- (a)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1)および2)の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- 1)株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価総額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b)上記(a) 1) 2) で定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

⑬特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第27条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑭外国為替予約取引の指図および範囲（約款第28条）

- (a)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b)上記(a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c)上記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

**⑤資金の借入れ（約款第35条）**

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

**⑥同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律 第9条）**

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

**⑦デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）**

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

### 3【投資リスク】

#### <基準価額の主な変動要因>

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き、為替変動等により影響を受けますが、運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

#### ○金利リスク

金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。当ファンドは、実質的に債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

#### ○為替リスク

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。従いまして、外貨建資産が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該資産の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、為替リスクに対して対円で為替ヘッジを行わないことを原則としているため、円と外国通貨の為替レートの変化がファンドの資産価値に大きく影響します。

#### ○信用リスク

信用リスクとは、公社債、コマーシャルペーパーおよび短期金融商品の発行者が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

#### <分配金に関する留意点>

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

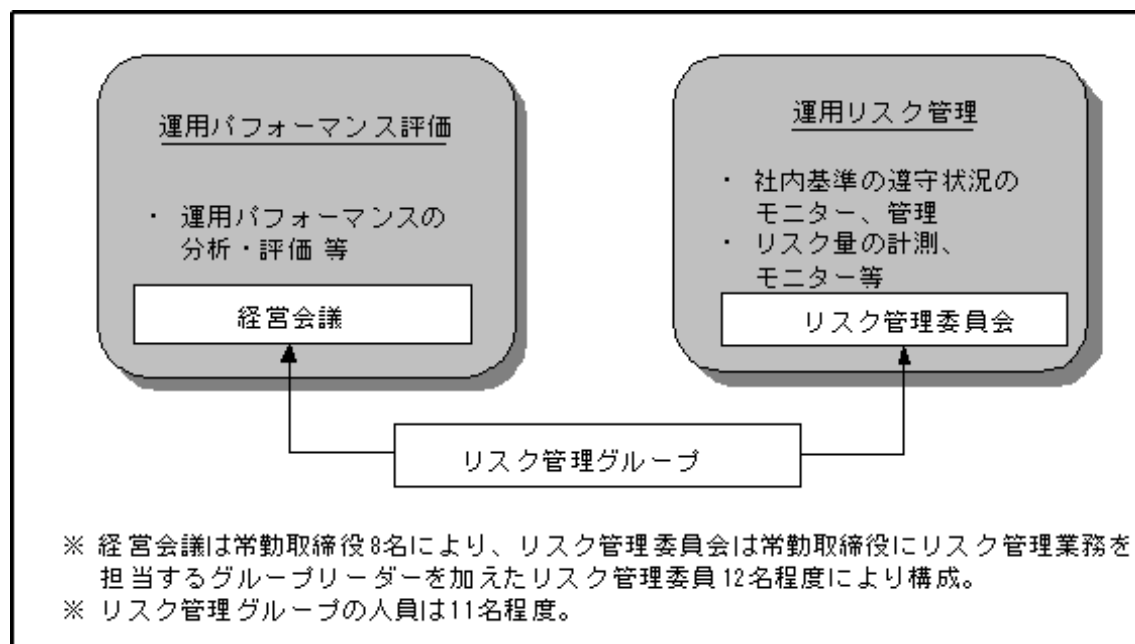
#### <その他の留意点>

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用は

ありません。

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 当ファンドはベンチマークを採用しておりますが、ベンチマークは市場の構造変化等の影響により今後見直す場合があります。また、当ファンドの運用成果は、ベンチマークを上回ることも下回ることもあり、ベンチマークに対して一定の運用成果をあげることを保証するものではありません。
- 資金動向、市場動向等によっては、投資態度に従った運用ができない場合があります。
- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができます。
- 当ファンドは受益権口数が10億口を下回った場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合等、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。
- 注意事項
  - イ.当ファンドは、実質的に公社債など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。
  - ロ.投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
  - ハ.投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
  - ニ.投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

## <運用評価・運用リスク管理体制>



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

※上記体制は平成24年9月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.8925%（税抜0.85%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、受託会社が年率0.0525%（税抜0.050%）となり、委託会社と販売会社の配分は下記のとおりです。

委託会社と販売会社の間の配分は、各販売会社の取扱純資産額に応じ、日々下記の通り計算します。

| 各販売会社の取扱純資産額 | 委託会社                 | 販売会社                 |
|--------------|----------------------|----------------------|
| 350億円以下の部分   | 年率0.44625%（税抜0.425%） | 年率0.39375%（税抜0.375%） |

|                  |                      |                      |
|------------------|----------------------|----------------------|
| 350億円超500億円以下の部分 | 年率0.42000%(税抜0.400%) | 年率0.42000%(税抜0.400%) |
| 500億円超の部分        | 年率0.39375%(税抜0.375%) | 年率0.44625%(税抜0.425%) |

信託報酬は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税相当額とともに信託財産から支払われます。

委託会社の信託報酬には、当ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社への報酬も含まれます。

当ファンドおよびグローバル・ボンド・ポート・マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、当ファンドの純資産総額に応じて、当ファンドの純資産総額の年率0.1875%～0.2250%とします。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

#### (4) 【その他の手数料等】

##### イ. 信託財産留保額

解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.2%を乗じて得た額とします。

##### ロ. その他の費用

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ②信託財産の財務諸表監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用に係る消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。
- ③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ④マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

#### (5) 【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

##### ○個人の受益者に対する課税

##### ①収益分配時

平成24年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。

上記10%の税率は平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間は、10.147%（所得税7.147%（復興特別所得税を含みます。）および地方税3%）となります。

また、上記10.147%の税率は平成26年1月1日からは、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）となる予定です。

なお、配当控除の適用はありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## ②換金（解約）時および償還時

平成24年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）<sup>※</sup>については、譲渡所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率での申告分離課税が適用されます。また特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%の税率による源泉徴収が行われます。

※ 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益。

上記10%の税率は平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間は、10.147%（所得税7.147%（復興特別所得税を含みます。）および地方税3%）となります。

また、上記10.147%の税率は平成26年1月1日からは、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ③損益通算について

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ○法人の受益者に対する課税

平成24年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

上記7%の税率は平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間は、7.147%（所得税7.147%（復興特別所得税を含みます。））となります。

また、上記7.147%の税率は平成26年1月1日からは、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※上記は、平成24年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

### <個別元本について>

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

- ③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

平成24年9月28日現在

| 資産の種類                 | 時価合計（円）       | 投資比率（％） |
|-----------------------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券             | 9,436,789,006 | 99.73   |
| 内 日本                  | 9,436,789,006 | 99.73   |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 25,900,122    | 0.27    |
| 純資産総額                 | 9,462,689,128 | 100.00  |

（参考）マザーファンドの投資状況

グローバル・ボンド・ポート・マザーファンド

平成24年9月28日現在

| 資産の種類                 | 時価合計（円）        | 投資比率（％） |
|-----------------------|----------------|---------|
| 国債証券                  | 48,084,550,940 | 97.50   |
| 内 アメリカ                | 29,206,091,885 | 59.22   |
| 内 ユーロ                 | 10,715,512,980 | 21.73   |
| 内 カナダ                 | 3,502,478,764  | 7.10    |
| 内 イギリス                | 2,931,334,386  | 5.94    |
| 内 デンマーク               | 469,773,059    | 0.95    |
| 内 ポーランド               | 402,612,640    | 0.82    |
| 内 スウェーデン              | 381,417,074    | 0.77    |
| 内 オーストラリア             | 297,076,852    | 0.60    |
| 内 ノルウェー               | 178,253,300    | 0.36    |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 1,233,246,336  | 2.50    |
| 純資産総額                 | 49,317,797,276 | 100.00  |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価及び投資比率は、当該資産の通貨で分けした地域別の内訳です。

## (2)【投資資産】

### ①【投資有価証券の主要銘柄】

平成24年9月28日現在

| 順位 | 銘柄名<br>地域                               | 種類                | 数量            | 簿価単価<br>簿価金額<br>(円)         | 評価単価<br>評価金額<br>(円)         | 利率(%)<br>償還日 | 投資<br>比率 |
|----|-----------------------------------------|-------------------|---------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------|----------|
| 1  | グローバル・<br>ボンド・ポー<br>ト・マザー<br>ファンド<br>日本 | 親投資<br>信託受<br>益証券 | 5,699,576,618 | 1.6544<br><br>9,429,896,709 | 1.6557<br><br>9,436,789,006 | —<br><br>—   | 99.73%   |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

### 投資有価証券の種類別投資比率

平成24年9月28日現在

| 種類        | 投資比率   |
|-----------|--------|
| 親投資信託受益証券 | 99.73% |
| 合計        | 99.73% |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドの投資資産  
グローバル・ボンド・ポート・マザーファンド

## ① 投資有価証券の主要銘柄

平成24年9月28日現在

| 順位 | 銘柄名<br>地域                           | 種類   | 数量            | 簿価単価<br>簿価金額<br>(円)     | 評価単価<br>評価金額<br>(円)     | 利率(%)<br>償還日           | 投資<br>比率 |
|----|-------------------------------------|------|---------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|----------|
| 1  | US T N/B 4.25<br>08/15/15<br>アメリカ   | 国債証券 | 4,361,120,000 | 111.23<br>4,851,048,220 | 111.19<br>4,849,172,939 | 4.250000<br>2015/8/15  | 9.83%    |
| 2  | US T N/B 4.0<br>02/15/14<br>アメリカ    | 国債証券 | 4,174,880,000 | 105.27<br>4,395,021,422 | 105.19<br>4,391,932,011 | 4.000000<br>2014/2/15  | 8.91%    |
| 3  | US T N/B 2.625<br>11/15/20<br>アメリカ  | 国債証券 | 3,313,520,000 | 109.34<br>3,623,102,173 | 110.44<br>3,659,617,164 | 2.625000<br>2020/11/15 | 7.42%    |
| 4  | US T N/B 4.25<br>08/15/13<br>アメリカ   | 国債証券 | 2,925,520,000 | 103.65<br>3,032,359,990 | 103.57<br>3,030,078,084 | 4.250000<br>2013/8/15  | 6.14%    |
| 5  | US T N/B 2.75<br>02/15/19<br>アメリカ   | 国債証券 | 2,328,000,000 | 110.70<br>2,577,258,960 | 111.46<br>2,594,788,800 | 2.750000<br>2019/2/15  | 5.26%    |
| 6  | US T N/B 4.5<br>05/15/17<br>アメリカ    | 国債証券 | 2,192,200,000 | 117.67<br>2,579,583,662 | 117.93<br>2,585,414,914 | 4.500000<br>2017/5/15  | 5.24%    |
| 7  | US T N/B 4.25<br>05/15/39<br>アメリカ   | 国債証券 | 1,940,000,000 | 126.45<br>2,453,188,200 | 129.82<br>2,518,663,200 | 4.250000<br>2039/5/15  | 5.11%    |
| 8  | FRANCE OAT 6.0<br>10/25/25<br>ユーロ   | 国債証券 | 1,816,850,000 | 136.53<br>2,480,690,653 | 137.43<br>2,497,042,303 | 6.000000<br>2025/10/25 | 5.06%    |
| 9  | US T N/B 6.25<br>08/15/23<br>アメリカ   | 国債証券 | 1,404,560,000 | 143.40<br>2,014,223,313 | 145.10<br>2,038,142,970 | 6.250000<br>2023/8/15  | 4.13%    |
| 10 | DEUTSCHLAND 3.25<br>07/04/21<br>ユーロ | 国債証券 | 1,353,240,000 | 115.14<br>1,558,120,536 | 116.70<br>1,579,231,080 | 3.250000<br>2021/7/4   | 3.20%    |
| 11 | DEUTSCHLAND 4.0<br>01/04/37<br>ユーロ  | 国債証券 | 1,152,760,000 | 129.64<br>1,494,461,119 | 133.49<br>1,538,819,324 | 4.000000<br>2037/1/4   | 3.12%    |
| 12 | DEUTSCHLAND 3.25<br>07/04/42<br>ユーロ | 国債証券 | 1,253,000,000 | 118.00<br>1,478,540,000 | 122.59<br>1,536,052,700 | 3.250000<br>2042/7/4   | 3.11%    |
| 13 | CANADA 8.0<br>06/01/23<br>カナダ       | 国債証券 | 815,142,000   | 158.15<br>1,289,179,678 | 159.81<br>1,302,711,035 | 8.000000<br>2023/6/1   | 2.64%    |
| 14 | US T N/B 6.375<br>08/15/27<br>アメリカ  | 国債証券 | 818,680,000   | 150.87<br>1,235,183,450 | 153.54<br>1,257,050,392 | 6.375000<br>2027/8/15  | 2.55%    |

|    |                                      |      |             |                         |                         |                        |       |
|----|--------------------------------------|------|-------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|-------|
| 15 | US T N/B 7.25<br>05/15/16<br>アメリカ    | 国債証券 | 977,760,000 | 124.57<br>1,218,073,852 | 124.58<br>1,218,112,963 | 7.250000<br>2016/5/15  | 2.47% |
| 16 | UK TREASURY 4.75<br>03/07/20<br>イギリス | 国債証券 | 850,365,000 | 124.72<br>1,060,575,228 | 125.52<br>1,067,378,148 | 4.750000<br>2020/3/7   | 2.16% |
| 17 | FINLAND 4.25<br>07/04/15<br>ユーロ      | 国債証券 | 952,280,000 | 111.13<br>1,058,268,764 | 111.19<br>1,058,887,746 | 4.250000<br>2015/7/4   | 2.15% |
| 18 | FRANCE OAT 2.5<br>10/25/20<br>ユーロ    | 国債証券 | 982,352,000 | 104.21<br>1,023,807,254 | 104.70<br>1,028,571,661 | 2.500000<br>2020/10/25 | 2.09% |
| 19 | CANADA 4.0<br>06/01/41<br>カナダ        | 国債証券 | 474,840,000 | 131.50<br>624,414,600   | 134.52<br>638,778,510   | 4.000000<br>2041/6/1   | 1.30% |
| 20 | DEUTSCHLAND 3.25<br>01/04/20<br>ユーロ  | 国債証券 | 541,296,000 | 114.78<br>621,353,678   | 115.93<br>627,578,582   | 3.250000<br>2020/1/4   | 1.27% |
| 21 | UK TREASURY 4.75<br>09/07/15<br>イギリス | 国債証券 | 503,920,000 | 113.05<br>569,681,560   | 113.16<br>570,235,872   | 4.750000<br>2015/9/7   | 1.16% |
| 22 | US T N/B 5.25<br>02/15/29<br>アメリカ    | 国債証券 | 388,000,000 | 137.66<br>534,136,320   | 140.46<br>544,984,800   | 5.250000<br>2029/2/15  | 1.11% |
| 23 | DEUTSCHLAND 6.5<br>07/04/27<br>ユーロ   | 国債証券 | 340,816,000 | 156.02<br>531,775,204   | 158.75<br>541,079,481   | 6.500000<br>2027/7/4   | 1.10% |
| 24 | US T N/B 3.5<br>05/15/20<br>アメリカ     | 国債証券 | 442,320,000 | 116.07<br>513,400,824   | 117.14<br>518,133,648   | 3.500000<br>2020/5/15  | 1.05% |
| 25 | UK TREASURY 4.75<br>12/07/38<br>イギリス | 国債証券 | 377,940,000 | 131.41<br>496,650,954   | 133.05<br>502,849,170   | 4.750000<br>2038/12/7  | 1.02% |
| 26 | CANADA 4.0<br>06/01/16<br>カナダ        | 国債証券 | 435,270,000 | 109.69<br>477,473,779   | 109.95<br>478,601,128   | 4.000000<br>2016/6/1   | 0.97% |
| 27 | CANADA 5.0<br>06/01/14<br>カナダ        | 国債証券 | 427,356,000 | 106.41<br>454,770,887   | 106.43<br>454,843,537   | 5.000000<br>2014/6/1   | 0.92% |
| 28 | UK TREASURY 4.0<br>09/07/16<br>イギリス  | 国債証券 | 377,940,000 | 113.63<br>429,453,222   | 113.93<br>430,587,042   | 4.000000<br>2016/9/7   | 0.87% |
| 29 | POLAND 5.5<br>04/25/15<br>ポーランド      | 国債証券 | 389,600,000 | 103.21<br>402,106,160   | 103.34<br>402,612,640   | 5.500000<br>2015/4/25  | 0.82% |
| 30 | CANADA 5.75<br>06/01/29<br>カナダ       | 国債証券 | 256,413,600 | 147.36<br>377,853,645   | 149.57<br>383,540,898   | 5.750000<br>2029/6/1   | 0.78% |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成24年9月28日現在

| 種類   | 投資比率   |
|------|--------|
| 国債証券 | 97.50% |
| 合計   | 97.50% |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### ① 【純資産の推移】

直近日（平成24年9月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

|                          | 純資産総額<br>(分配落)<br>(百万円) | 純資産総額<br>(分配付)<br>(百万円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配落)(円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配付)(円) |
|--------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 第1特定期間末<br>(平成15年3月10日)  | 6,545                   | 6,564                   | 1.0098                     | 1.0128                     |
| 第2特定期間末<br>(平成15年9月10日)  | 43,412                  | 43,543                  | 0.9949                     | 0.9979                     |
| 第3特定期間末<br>(平成16年3月10日)  | 67,132                  | 67,327                  | 1.0317                     | 1.0347                     |
| 第4特定期間末<br>(平成16年9月10日)  | 79,142                  | 79,380                  | 0.9961                     | 0.9991                     |
| 第5特定期間末<br>(平成17年3月10日)  | 75,416                  | 75,640                  | 1.0119                     | 1.0149                     |
| 第6特定期間末<br>(平成17年9月12日)  | 88,282                  | 88,539                  | 1.0297                     | 1.0327                     |
| 第7特定期間末<br>(平成18年3月10日)  | 77,253                  | 77,475                  | 1.0431                     | 1.0461                     |
| 第8特定期間末<br>(平成18年9月11日)  | 66,159                  | 66,376                  | 1.0681                     | 1.0716                     |
| 第9特定期間末<br>(平成19年3月12日)  | 48,889                  | 49,045                  | 1.0972                     | 1.1007                     |
| 第10特定期間末<br>(平成19年9月10日) | 38,600                  | 38,725                  | 1.0777                     | 1.0812                     |
| 第11特定期間末<br>(平成20年3月10日) | 34,686                  | 34,800                  | 1.0705                     | 1.0740                     |
| 第12特定期間末<br>(平成20年9月10日) | 30,715                  | 30,895                  | 1.0234                     | 1.0294                     |
| 第13特定期間末<br>(平成21年3月10日) | 24,854                  | 25,023                  | 0.8830                     | 0.8890                     |

|                          |        |        |        |        |
|--------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 第14特定期間末<br>(平成21年9月10日) | 25,679 | 25,854 | 0.8794 | 0.8854 |
| 第15特定期間末<br>(平成22年3月10日) | 22,718 | 22,887 | 0.8047 | 0.8107 |
| 第16特定期間末<br>(平成22年9月10日) | 18,982 | 19,137 | 0.7349 | 0.7409 |
| 第17特定期間末<br>(平成23年3月10日) | 15,422 | 15,521 | 0.7002 | 0.7047 |
| 第18特定期間末<br>(平成23年9月12日) | 13,158 | 13,246 | 0.6734 | 0.6779 |
| 第19特定期間末<br>(平成24年3月12日) | 11,621 | 11,672 | 0.6860 | 0.6890 |
| 第20特定期間末<br>(平成24年9月10日) | 9,621  | 9,666  | 0.6465 | 0.6495 |
| 平成23年9月末日                | 12,643 | —      | 0.6594 | —      |
| 10月末日                    | 12,589 | —      | 0.6703 | —      |
| 11月末日                    | 12,146 | —      | 0.6583 | —      |
| 12月末日                    | 11,847 | —      | 0.6548 | —      |
| 平成24年1月末日                | 11,457 | —      | 0.6461 | —      |
| 2月末日                     | 11,718 | —      | 0.6833 | —      |
| 3月末日                     | 11,363 | —      | 0.6868 | —      |
| 4月末日                     | 11,056 | —      | 0.6801 | —      |
| 5月末日                     | 10,448 | —      | 0.6555 | —      |
| 6月末日                     | 10,284 | —      | 0.6544 | —      |
| 7月末日                     | 9,914  | —      | 0.6473 | —      |
| 8月末日                     | 9,788  | —      | 0.6516 | —      |
| 9月末日                     | 9,462  | —      | 0.6467 | —      |

## ②【分配の推移】

|         | 1口当たりの分配金(円) |
|---------|--------------|
| 第1特定期間  | 0.0030       |
| 第2特定期間  | 0.0180       |
| 第3特定期間  | 0.0180       |
| 第4特定期間  | 0.0180       |
| 第5特定期間  | 0.0180       |
| 第6特定期間  | 0.0180       |
| 第7特定期間  | 0.0180       |
| 第8特定期間  | 0.0185       |
| 第9特定期間  | 0.0210       |
| 第10特定期間 | 0.0210       |
| 第11特定期間 | 0.0210       |
| 第12特定期間 | 0.0320       |
| 第13特定期間 | 0.0360       |
| 第14特定期間 | 0.0360       |
| 第15特定期間 | 0.0360       |
| 第16特定期間 | 0.0360       |
| 第17特定期間 | 0.0330       |

|         |        |
|---------|--------|
| 第18特定期間 | 0.0270 |
| 第19特定期間 | 0.0240 |
| 第20特定期間 | 0.0180 |

## ③【収益率の推移】

|         | 収益率(%) |
|---------|--------|
| 第1特定期間  | 1.3    |
| 第2特定期間  | 0.3    |
| 第3特定期間  | 5.5    |
| 第4特定期間  | △1.7   |
| 第5特定期間  | 3.4    |
| 第6特定期間  | 3.5    |
| 第7特定期間  | 3.0    |
| 第8特定期間  | 4.2    |
| 第9特定期間  | 4.7    |
| 第10特定期間 | 0.1    |
| 第11特定期間 | 1.3    |
| 第12特定期間 | △1.4   |
| 第13特定期間 | △10.2  |
| 第14特定期間 | 3.7    |
| 第15特定期間 | △4.4   |
| 第16特定期間 | △4.2   |
| 第17特定期間 | △0.2   |
| 第18特定期間 | 0.0    |
| 第19特定期間 | 5.4    |
| 第20特定期間 | △3.1   |

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1特定期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額10,000円（1万口当たり）を用いております。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## &lt;&lt;参考情報&gt;&gt;

データの基準日:2012年9月28日

## 基準価額・純資産の推移 《設定日(2003年1月29日)～2012年9月28日》



※基準価額(分配金再投資)は、設定当初の投資元本10,000円に設定後の税引前分配金を再投資したものと計算しておりますので、実際の基準価額とは異なります。  
(設定日:2003年1月29日)

※基準価額は信託報酬控除後です。

## 分配の推移(税引前)

|         |              |        |
|---------|--------------|--------|
| 第111期   | (2012.05.10) | 30円    |
| 第112期   | (2012.06.11) | 30円    |
| 第113期   | (2012.07.10) | 30円    |
| 第114期   | (2012.08.10) | 30円    |
| 第115期   | (2012.09.10) | 30円    |
| 直近1年間累計 |              | 420円   |
| 設定以来累計  |              | 4,705円 |

(注)分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

(注)投資比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

## ■組入銘柄一覧

| 順位 | 銘柄名                  | 投資比率   |
|----|----------------------|--------|
| 1  | グローバルボンド・ポート・マザーファンド | 99.73% |

## ■グローバルボンド・ポート・マザーファンド

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。内書きおよび地域は、通貨で区分けております。

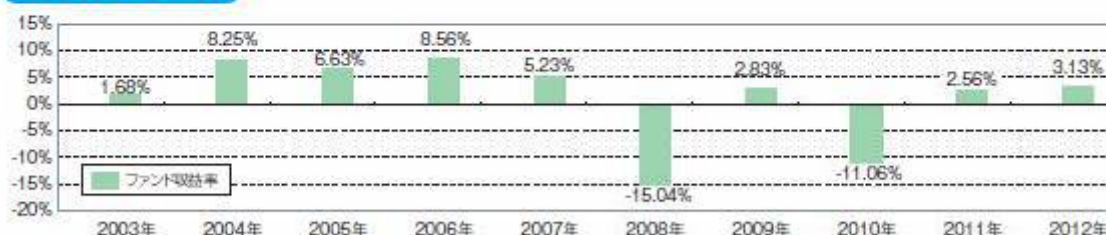
## ポートフォリオの状況

| 資産の種類                 | 投資比率(%) |
|-----------------------|---------|
| 国債証券                  | 97.50   |
| 内 アメリカ                | 59.22   |
| 内 ユーロ                 | 21.73   |
| 内 カナダ                 | 7.10    |
| 内 イギリス                | 5.94    |
| 内 デンマーク               | 0.95    |
| 内 その他                 | 2.56    |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 2.50    |
| 純資産総額                 | 100.00  |

## 組入上位10銘柄

| 順位 | 銘柄名                       | 種類   | 地域   | 利率(%)    | 償還日        | 投資比率  |
|----|---------------------------|------|------|----------|------------|-------|
| 1  | USTNB 4.25 08/15/15       | 国債証券 | アメリカ | 4.250000 | 2015/8/15  | 9.83% |
| 2  | USTNB 4.00 02/15/14       | 国債証券 | アメリカ | 4.000000 | 2014/2/15  | 8.91% |
| 3  | USTNB 2.625 11/15/20      | 国債証券 | アメリカ | 2.625000 | 2020/11/15 | 7.42% |
| 4  | USTNB 4.25 08/15/13       | 国債証券 | アメリカ | 4.250000 | 2013/8/15  | 6.14% |
| 5  | USTNB 2.75 02/15/19       | 国債証券 | アメリカ | 2.750000 | 2019/2/15  | 5.26% |
| 6  | USTNB 4.50 05/15/17       | 国債証券 | アメリカ | 4.500000 | 2017/5/15  | 5.24% |
| 7  | USTNB 4.25 05/15/39       | 国債証券 | アメリカ | 4.250000 | 2039/5/15  | 5.11% |
| 8  | FRANCE DAT 6.0 10/25/25   | 国債証券 | ユーロ  | 6.000000 | 2025/10/25 | 5.06% |
| 9  | USTNB 6.25 08/15/23       | 国債証券 | アメリカ | 6.250000 | 2023/8/15  | 4.13% |
| 10 | DEUTSCHLAND 3.25 07/04/21 | 国債証券 | ユーロ  | 3.250000 | 2021/7/4   | 3.20% |

## 年間収益率の推移



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものと算出しております。

※当ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。但し、2003年は設定日から年末までの収益率、および2012年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。  
○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

|         | 設定口数           | 解約口数           |
|---------|----------------|----------------|
| 第1特定期間  | 6,481,905,291  | 0              |
| 第2特定期間  | 39,581,147,581 | 2,428,247,467  |
| 第3特定期間  | 25,220,838,437 | 3,783,984,323  |
| 第4特定期間  | 23,433,038,108 | 9,053,358,786  |
| 第5特定期間  | 11,271,602,400 | 16,190,418,956 |
| 第6特定期間  | 22,444,235,029 | 11,240,737,246 |
| 第7特定期間  | 5,787,905,855  | 17,464,231,454 |
| 第8特定期間  | 3,889,328,257  | 16,007,990,116 |
| 第9特定期間  | 638,667,291    | 18,022,701,503 |
| 第10特定期間 | 322,338,069    | 9,060,668,188  |
| 第11特定期間 | 196,446,456    | 3,612,905,328  |
| 第12特定期間 | 267,002,597    | 2,656,134,303  |
| 第13特定期間 | 446,335,894    | 2,312,374,558  |
| 第14特定期間 | 2,023,034,273  | 968,343,894    |
| 第15特定期間 | 1,085,532,445  | 2,057,045,462  |
| 第16特定期間 | 383,082,307    | 2,783,521,683  |
| 第17特定期間 | 124,050,141    | 3,926,806,516  |
| 第18特定期間 | 147,767,869    | 2,633,605,109  |
| 第19特定期間 | 27,705,285     | 2,628,164,556  |
| 第20特定期間 | 7,085,481      | 2,064,770,403  |

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売） 手続等】

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、海外休業日には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額は、お申込日の翌営業日の基準価額<sup>※</sup>とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金の再投資を行う場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示することがあります。）

- ・基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・お申込手数料は、お申込日の翌営業日の基準価額に、2.1%（税抜2.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- ・お申込単位は、各販売会社の定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。※当初元本は1口当たり1円です。

- ・取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとし、各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合

は当該委託先の口座）に払込まれます。

## 2【換金（解約）手続等】

### 解約請求制

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社の定める単位をもって解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までには解約の請求が行われ、かつ、解約の受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※海外休業日には、解約の受付を行いません。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ・解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を控除した価額とします。

解約価額＝基準価額－信託財産留保額

※信託財産留保額は、解約に際して生じる売買手数料等の費用について、受益者間の公平性を確保するため解約者から一定の金額を徴収し、信託財産に繰り入れるものです。

- ・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いします。

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。

- ・解約価額の照会方法等

解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

## 買取請求制

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社に対し、各販売会社の定める単位をもって買取の請求をすることができます。買取の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに買取の請求が行われ、かつ、買取の受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

※海外休業日には、買取の受付を行いません。

※買取の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

- ・買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保相当額として当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を控除し、当該控除後の価額から、当該買取に関して課税対象者にかかる税金に相当する金額を控除した額とします。ただし、当該課税対象者にかかる税金に相当する金額の控除が免除される場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社と協議のうえ、買取の受付を中止することおよびすでに受付けた買取の請求を取り消すことができます。

買取の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取の請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取の請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取の請求を受付けたものとします。

## 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当り)は、毎営業日、委託会社にて計算されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

### (2)【保管】

該当事項はありません。

※ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

### (3)【信託期間】

信託期間は平成15年1月29日から無期限です。ただし、下記(5) イ. の場合には信託契約を解約し、信託を終了す

る場合があります。

#### (4)【計算期間】

- a. 計算期間は毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

##### イ. 償還規定

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、上記a. およびb. の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 委託会社は上記c. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記d. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、上記e. の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 上記d. からf. の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更d. 」に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- k. 上記d. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属

する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

## ロ. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 委託会社は上記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、上記d. の規定により、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記a. からe. の規定に従い信託約款を変更します。
- g. 上記c. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。
- h. 上記b. に該当しない場合の約款変更のお知らせは、当ファンドの特定期間末に作成しております「運用報告書」にてお知らせいたします。

## ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。また、投資顧問契約について、委託会社と投資顧問会社との間の当該契約は、原則として1ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がない限り、当ファンドの信託終了日まで存続します。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

## ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。<sup>※</sup>

※平成25年4月1日より、公告の方法は以下の通り変更される予定です。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。（URL <http://www.diam.co.jp/>）

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

## ホ. 運用報告書

委託会社は、毎特定期間の末日（原則として毎年3月10日および9月10日。休業日の場合は翌営業日。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示しております。

（URL <http://www.diam.co.jp/>）

#### 4【受益者の権利等】

##### ①収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者は、分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日（休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

また、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了後の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### ②償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

##### ③一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、解約のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

**④帳簿書類の閲覧・謄写の請求権**

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

（１） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２） 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

（３） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成24年3月13日から平成24年9月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## 1 【財務諸表】

## D I A Mグローバル・ボンド・ポート毎月決算コース2

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

|                 | 前 期<br>平成24年3月12日現在 | 当 期<br>平成24年9月10日現在 |
|-----------------|---------------------|---------------------|
| 資産の部            |                     |                     |
| 流動資産            |                     |                     |
| コール・ローン         | 79,850,937          | 57,717,682          |
| 親投資信託受益証券       | 11,517,536,542      | 9,537,020,827       |
| 未収入金            | 132,288,000         | 125,677,000         |
| 流動資産合計          | 11,729,675,479      | 9,720,415,509       |
| 資産合計            | 11,729,675,479      | 9,720,415,509       |
| 負債の部            |                     |                     |
| 流動負債            |                     |                     |
| 未払収益分配金         | 50,822,172          | 44,649,117          |
| 未払解約金           | 48,214,290          | 46,812,649          |
| 未払受託者報酬         | 516,328             | 436,955             |
| 未払委託者報酬         | 8,261,301           | 6,991,340           |
| その他未払費用         | 49,034              | 41,501              |
| 流動負債合計          | 107,863,125         | 98,931,562          |
| 負債合計            | 107,863,125         | 98,931,562          |
| 純資産の部           |                     |                     |
| 元本等             |                     |                     |
| 元本              | ※ 1 16,940,724,137  | ※ 1 14,883,039,215  |
| 剰余金             |                     |                     |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | ※ 2 △5,318,911,783  | ※ 2 △5,261,555,268  |
| （分配準備積立金）       | —                   | —                   |
| 元本等合計           | 11,621,812,354      | 9,621,483,947       |
| 純資産合計           | 11,621,812,354      | 9,621,483,947       |
| 負債純資産合計         | 11,729,675,479      | 9,720,415,509       |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

|                                           | 前 期<br>自 平成23年9月13日<br>至 平成24年3月12日 | 当 期<br>自 平成24年3月13日<br>至 平成24年9月10日 |
|-------------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 営業収益                                      |                                     |                                     |
| 受取利息                                      | 16,430                              | 13,328                              |
| 有価証券売買等損益                                 | 668,025,948                         | △303,834,715                        |
| 営業収益合計                                    | 668,042,378                         | △303,821,387                        |
| 営業費用                                      |                                     |                                     |
| 受託者報酬                                     | 3,148,305                           | 2,759,295                           |
| 委託者報酬                                     | 50,373,498                          | 44,149,308                          |
| その他費用                                     | 299,004                             | 262,048                             |
| 営業費用合計                                    | 53,820,807                          | 47,170,651                          |
| 営業利益又は営業損失（△）                             | 614,221,571                         | △350,992,038                        |
| 経常利益又は経常損失（△）                             | 614,221,571                         | △350,992,038                        |
| 当期純利益又は当期純損失（△）                           | 614,221,571                         | △350,992,038                        |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 9,000,108                           | △4,757,410                          |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△）                           | △6,383,082,080                      | △5,318,911,783                      |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | 905,801,834                         | 688,954,370                         |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 905,801,834                         | 688,954,370                         |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | 9,311,082                           | 2,385,091                           |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | 9,311,082                           | 2,385,091                           |
| 分配金                                       | ※ 1 437,541,918                     | ※ 1 282,978,136                     |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△）                           | △5,318,911,783                      | △5,261,555,268                      |

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|    |                         |                                                                                                    |
|----|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. | 有価証券の評価基準及び評価方法         | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。                    |
| 2. | その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 特定期間末日の取扱い<br><br>当ファンドは、原則として毎年3月10日及び9月10日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前特定期間末日を平成24年3月12日としております。 |

## (貸借対照表に関する注記)

| 項目 |     |                                 | 前 期<br>平成24年3月12日現在                               | 当 期<br>平成24年9月10日現在                               |
|----|-----|---------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 1. | ※ 1 | 期首元本額<br>期中追加設定元本額<br>期中一部解約元本額 | 19,541,183,408円<br>27,705,285円<br>2,628,164,556円  | 16,940,724,137円<br>7,085,481円<br>2,064,770,403円   |
| 2. |     | 受益権の総数                          | 16,940,724,137口                                   | 14,883,039,215口                                   |
| 3. | ※ 2 | 元本の欠損                           | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,318,911,783円であります。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,261,555,268円であります。 |

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 |     |          | 前 期<br>自 平成23年9月13日<br>至 平成24年3月12日                                                                                                                                                                                                                                                            | 当 期<br>自 平成24年3月13日<br>至 平成24年9月10日                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|-----|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. | ※ 1 | 分配金の計算過程 | （自平成23年9月13日 至平成23年10月11日）<br>計算期間末における費用控除後の配当等収益（30,674,842円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,349,254,253円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は1,379,929,095円（1万口当たり721.56円）であり、うち86,059,576円（1万口当たり45円）を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。（以下、各期間において同じ。） | （自平成24年3月13日 至平成24年4月10日）<br>計算期間末における費用控除後の配当等収益（25,287,009円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（950,625,975円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は975,912,984円（1万口当たり591.81円）であり、うち49,470,756円（1万口当たり30円）を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。（以下、各期間において同じ。） |

（自平成23年10月12日 至平成23年11月10日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（39,410,059円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,262,080,679円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は1,301,490,738円（1万口当たり697.68円）であり、うち83,945,191円（1万口当たり45円）を分配金額としております。

（自平成23年11月11日 至平成23年12月12日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（31,449,946円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,197,417,237円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は1,228,867,183円（1万口当たり669.83円）であり、うち82,557,356円（1万口当たり45円）を分配金額としております。

（自平成23年12月13日 至平成24年1月10日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（27,216,334円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,128,680,010円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は1,155,896,344円（1万口当たり639.90円）であり、うち81,286,257円（1万口当たり45円）を分配金額としております。

（自平成24年4月11日 至平成24年5月10日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（24,795,888円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（910,225,289円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は935,021,177円（1万口当たり577.12円）であり、うち48,604,777円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（自平成24年5月11日 至平成24年6月11日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（25,592,768円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（869,384,690円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は894,977,458円（1万口当たり563.22円）であり、うち47,670,841円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（自平成24年6月12日 至平成24年7月10日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（21,577,357円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（834,124,929円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は855,702,286円（1万口当たり547.02円）であり、うち46,929,152円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>（自平成24年1月11日 至平成24年2月10日）<br/> 計算期間末における費用控除後の配当等収益（36,017,822円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,048,444,475円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は1,084,462,297円（1万口当たり615.34円）であり、うち52,871,366円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自平成24年2月11日 至平成24年3月12日）<br/> 計算期間末における費用控除後の配当等収益（35,800,619円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（991,614,925円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は1,027,415,544円（1万口当たり606.48円）であり、うち50,822,172円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> | <p>（自平成24年7月11日 至平成24年8月10日）<br/> 計算期間末における費用控除後の配当等収益（21,737,407円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（786,790,932円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は808,528,339円（1万口当たり531.30円）であり、うち45,653,493円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自平成24年8月11日 至平成24年9月10日）<br/> 計算期間末における費用控除後の配当等収益（26,060,525円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（746,091,897円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は772,152,422円（1万口当たり518.81円）であり、うち44,649,117円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

| 項目              | 前 期<br>自 平成23年9月13日<br>至 平成24年3月12日                                         | 当 期<br>自 平成24年3月13日<br>至 平成24年9月10日 |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左                                  |

|    |                       |                                                                                                                                                                                      |    |
|----|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 2. | 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品に係る、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 | 同左 |
| 3. | 金融商品に係るリスク管理体制        | 運用部門から独立した運用リスク管理を所管するグループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理に関する委員会に報告しております。                                                                       | 同左 |

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

| 項目                   | 前 期<br>平成24年3月12日現在                                                                                                                                                                             | 当 期<br>平成24年9月10日現在 |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                                                                                          | 同左                  |
| 2. 時価の算定方法           | <p>(1)有価証券<br/>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引<br/>該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品<br/>上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> | 同左                  |

|    |                             |                                                                                                                                                   |    |
|----|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 3. | 金融商品の時価等に関する事項<br>についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基<br>づく価額のほか、市場価格がない場<br>合には合理的に算定された価額が<br>含まれております。当該価額の算定<br>においては一定の前提条件等を採<br>用しているため、異なる前提条件等<br>によった場合、当該価額が異なるこ<br>ともあります。 | 同左 |
|----|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類        | 前 期<br>平成24年3月12日現在           | 当 期<br>平成24年9月10日現在           |
|-----------|-------------------------------|-------------------------------|
|           | 最終計算期間の<br>損益に含まれた<br>評価差額（円） | 最終計算期間の<br>損益に含まれた<br>評価差額（円） |
| 親投資信託受益証券 | 635,515,818                   | 66,352,854                    |
| 合計        | 635,515,818                   | 66,352,854                    |

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

|                           | 前 期<br>平成24年3月12日現在 | 当 期<br>平成24年9月10日現在 |
|---------------------------|---------------------|---------------------|
| 1口当たり純資産額<br>（1万口当たり純資産額） | 0.6860円<br>(6,860円) | 0.6465円<br>(6,465円) |

#### （4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

平成24年9月10日現在

| 種 類          | 銘 柄                       | 券面総額<br>（円）   | 評価額<br>（円）    | 備考 |
|--------------|---------------------------|---------------|---------------|----|
| 親投資信託受益証券    | グローバル・ボンド・ポート・マザー<br>ファンド | 5,764,291,827 | 9,537,020,827 |    |
| 親投資信託受益証券 合計 |                           | 5,764,291,827 | 9,537,020,827 |    |
| 合計           |                           | 5,764,291,827 | 9,537,020,827 |    |

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「グローバル・ボンド・ポート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「グローバル・ボンド・ポート・マザーファンド」の状況

貸借対照表

（単位：円）

| 科 目         | 注記<br>番号 | 平成24年3月12日現在   | 平成24年9月10日現在   |
|-------------|----------|----------------|----------------|
| 資産の部        |          |                |                |
| 流動資産        |          |                |                |
| 預金          |          | 40,637,475     | 77,138,537     |
| コール・ローン     |          | 924,369,392    | 837,040,536    |
| 国債証券        |          | 54,975,631,872 | 48,589,574,572 |
| 未収利息        |          | 581,848,422    | 463,962,839    |
| 前払費用        |          | 19,416,763     | 24,459,277     |
| 流動資産合計      |          | 56,541,903,924 | 49,992,175,761 |
| 資産合計        |          | 56,541,903,924 | 49,992,175,761 |
| 負債の部        |          |                |                |
| 流動負債        |          |                |                |
| 未払解約金       |          | 364,733,000    | 291,571,000    |
| 流動負債合計      |          | 364,733,000    | 291,571,000    |
| 負債合計        |          | 364,733,000    | 291,571,000    |
| 純資産の部       |          |                |                |
| 元本等         |          |                |                |
| 元本          | ※ 1      | 33,007,930,363 | 30,039,941,749 |
| 剰余金         |          |                |                |
| 剰余金又は欠損金（△） |          | 23,169,240,561 | 19,660,663,012 |
| 元本等合計       |          | 56,177,170,924 | 49,700,604,761 |
| 純資産合計       |          | 56,177,170,924 | 49,700,604,761 |
| 負債純資産合計     |          | 56,541,903,924 | 49,992,175,761 |

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

|                            |                                                                                                                                             |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法         | <p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> |
| 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建資産及び負債は、決算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>               |

## （貸借対照表に関する注記）

| 項目                                       | 平成24年3月12日現在    | 平成24年9月10日現在    |
|------------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 | 39,134,778,056円 | 33,007,930,363円 |
| 同期中追加設定元本額                               | 3,144,937,181円  | 2,180,449,889円  |
| 同期中一部解約元本額                               | 9,271,784,874円  | 5,148,438,503円  |
| 元本の内訳                                    |                 |                 |
| ファンド名                                    |                 |                 |
| グローバル・ボンド・ポート（Cコース）                      | 1,987,806,800円  | 2,248,657,729円  |
| グローバル・ボンド・ポート（Dコース）                      | 5,547,897,415円  | 5,500,907,000円  |
| グローバル・ボンド・ポート毎月決算コース（為替ヘッジなし）            | 12,147,979,180円 | 10,318,194,946円 |
| D I A Mグローバル・ボンド・ポート毎月決算コース2             | 6,767,457,866円  | 5,764,291,827円  |
| D I A Mグローバル・ボンド・ポート毎月決算コース3             | 523,501,616円    | 442,722,416円    |
| グローバル債券ファンド（適格機関投資家限定）                   | 2,048,867,156円  | 2,041,572,766円  |
| D I A Mグローバル・ボンド・ポートVA（ヘッジなし）            | 3,475,170,133円  | 3,215,719,159円  |
| グローバル・ボンド・ポート私募オープン（ヘッジなしコース／適格機関投資家向け）  | 509,250,197円    | 507,875,906円    |

|           |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 計         | 33,007,930,363円 | 30,039,941,749円 |
| 2. 受益権の総数 | 33,007,930,363口 | 30,039,941,749口 |

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

| 項目                       | 自 平成23年9月13日<br>至 平成24年3月12日                                                                                                                                                                                                                                           | 自 平成24年3月13日<br>至 平成24年9月10日 |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針          | 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。                                                                                                                                                                                            | 同左                           |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。 | 同左                           |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制        | 運用部門から独立した運用リスク管理を所管するグループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理に関する委員会に報告しております。                                                                                                                                                         | 同左                           |

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

| 項目                         | 平成24年3月12日現在                                                                                                                                                                  | 平成24年9月10日現在 |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額       | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                                                                        | 同左           |
| 2. 時価の算定方法                 | (1)有価証券<br>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。<br>(2)デリバティブ取引<br>該当事項はありません。<br>(3)上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 同左           |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                                         | 同左           |

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

| 種類   | 平成24年3月12日現在              | 平成24年9月10日現在              |
|------|---------------------------|---------------------------|
|      | 当期の<br>損益に含まれた<br>評価差額（円） | 当期の<br>損益に含まれた<br>評価差額（円） |
| 国債証券 | △287,767,799              | 1,425,785,927             |
| 合計   | △287,767,799              | 1,425,785,927             |

（注） 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成23年9月21日から平成24年3月12日まで及び平成24年3月22日から平成24年9月10日まで）に対応する金額であります。

## （デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

|                           | 平成24年3月12日現在         | 平成24年9月10日現在         |
|---------------------------|----------------------|----------------------|
| 1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額) | 1.7019円<br>(17,019円) | 1.6545円<br>(16,545円) |

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### （1）株式

該当事項はありません。

#### （2）株式以外の有価証券

| 平成24年9月10日現在 |             |                              |                                     |                                     |    |
|--------------|-------------|------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|----|
| 種 類          | 通 貨         | 銘 柄                          | 券面総額                                | 評価額                                 | 備考 |
| 国債証券         | アメリカ・ドル     | US T N/B 2.625<br>11/15/20   | 42,700,000.000                      | 47,036,612.000                      |    |
|              |             | US T N/B 2.75 02/15/19       | 17,000,000.000                      | 18,904,510.000                      |    |
|              |             | US T N/B 3.5 05/15/20        | 5,700,000.000                       | 6,660,051.000                       |    |
|              |             | US T N/B 4.0 02/15/14        | 53,800,000.000                      | 56,689,598.000                      |    |
|              |             | US T N/B 4.25 05/15/39       | 25,000,000.000                      | 32,453,000.000                      |    |
|              |             | US T N/B 4.25 08/15/13       | 37,700,000.000                      | 39,120,913.000                      |    |
|              |             | US T N/B 4.25 08/15/15       | 56,200,000.000                      | 62,605,676.000                      |    |
|              |             | US T N/B 4.5 05/15/17        | 28,250,000.000                      | 33,335,847.500                      |    |
|              |             | US T N/B 5.25 02/15/29       | 5,000,000.000                       | 7,025,750.000                       |    |
|              |             | US T N/B 6.25 08/15/23       | 9,100,000.000                       | 13,197,093.000                      |    |
|              |             | US T N/B 6.375<br>08/15/27   | 10,550,000.000                      | 16,205,749.500                      |    |
|              |             | US T N/B 7.25 05/15/16       | 12,600,000.000                      | 15,734,250.000                      |    |
|              | アメリカ・ドル 小計  |                              | 303,600,000.000<br>(23,744,556,000) | 348,969,050.000<br>(27,292,869,401) |    |
|              | イギリス・ポンド    | UK TREASURY 4.0<br>09/07/16  | 3,000,000.000                       | 3,433,500.000                       |    |
|              |             | UK TREASURY 4.25<br>06/07/32 | 280,000.000                         | 352,072.000                         |    |
|              |             | UK TREASURY 4.25<br>12/07/55 | 2,000,000.000                       | 2,499,400.000                       |    |
|              |             | UK TREASURY 4.75<br>03/07/20 | 6,750,000.000                       | 8,509,050.000                       |    |
|              |             | UK TREASURY 4.75<br>09/07/15 | 4,000,000.000                       | 4,548,800.000                       |    |
|              |             | UK TREASURY 4.75<br>12/07/38 | 3,000,000.000                       | 4,017,000.000                       |    |
|              | イギリス・ポンド 小計 |                              | 19,030,000.000<br>(2,382,746,300)   | 23,359,822.000<br>(2,924,883,313)   |    |

|                |                              |                                   |                                   |  |
|----------------|------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--|
| オーストラリア・ドル     | AUSTRALIAN 5.75<br>05/15/21  | 3,000,000.000                     | 3,620,280.000                     |  |
|                | AUSTRALIAN 6.25<br>04/15/15  | 5,400,000.000                     | 5,898,312.000                     |  |
| オーストラリア・ドル 小計  |                              | 8,400,000.000<br>(680,904,000)    | 9,518,592.000<br>(771,577,068)    |  |
| カナダ・ドル         | CANADA 4.0 06/01/16          | 5,500,000.000                     | 6,037,295.000                     |  |
|                | CANADA 4.0 06/01/41          | 6,000,000.000                     | 7,969,800.000                     |  |
|                | CANADA 5.0 06/01/14          | 5,400,000.000                     | 5,752,080.000                     |  |
|                | CANADA 5.25 06/01/13         | 3,000,000.000                     | 3,088,500.000                     |  |
|                | CANADA 5.75 06/01/29         | 3,240,000.000                     | 4,807,803.600                     |  |
|                | CANADA 8.0 06/01/23          | 5,300,000.000                     | 8,429,120.000                     |  |
| カナダ・ドル 小計      |                              | 28,440,000.000<br>(2,272,924,800) | 36,084,598.600<br>(2,883,881,120) |  |
| スウェーデン・クローナ    | SWEDEN 3.5 03/30/39          | 3,000,000.000                     | 3,881,460.000                     |  |
|                | SWEDEN 3.75 08/12/17         | 6,000,000.000                     | 6,767,400.000                     |  |
|                | SWEDEN 5.0 12/01/20          | 12,000,000.000                    | 15,386,040.000                    |  |
|                | SWEDEN 6.75 05/05/14         | 5,500,000.000                     | 6,031,080.000                     |  |
| スウェーデン・クローナ 小計 |                              | 26,500,000.000<br>(313,760,000)   | 32,065,980.000<br>(379,661,203)   |  |
| デンマーク・クローネ     | DENMARK 4.0 11/15/15         | 9,000,000.000                     | 10,112,400.000                    |  |
|                | DENMARK 4.0 11/15/17         | 4,800,000.000                     | 5,668,800.000                     |  |
|                | DENMARK 4.5 11/15/39         | 5,300,000.000                     | 7,865,942.000                     |  |
|                | DENMARK 7.0 11/10/24         | 7,000,000.000                     | 11,228,700.000                    |  |
| デンマーク・クローネ 小計  |                              | 26,100,000.000<br>(350,262,000)   | 34,875,842.000<br>(468,033,800)   |  |
| ノルウェー・クローネ     | NORWAY 3.75 05/25/21         | 4,000,000.000                     | 4,595,000.000                     |  |
|                | NORWAY 5.0 05/15/15          | 7,800,000.000                     | 8,541,780.000                     |  |
| ノルウェー・クローネ 小計  |                              | 11,800,000.000<br>(161,188,000)   | 13,136,780.000<br>(179,448,415)   |  |
| ポーランド・ズロチ      | POLAND 5.5 04/25/15          | 16,000,000.000                    | 16,572,000.000                    |  |
| ポーランド・ズロチ 小計   |                              | 16,000,000.000<br>(391,520,000)   | 16,572,000.000<br>(405,516,840)   |  |
| ユーロ            | DEUTSCHLAND 3.25<br>01/04/20 | 5,400,000.000                     | 6,220,260.000                     |  |
|                | DEUTSCHLAND 3.25<br>07/04/21 | 21,000,000.000                    | 24,252,900.000                    |  |
|                | DEUTSCHLAND 3.25<br>07/04/42 | 12,500,000.000                    | 14,836,250.000                    |  |
|                | DEUTSCHLAND 4.0<br>01/04/18  | 15,500,000.000                    | 18,203,200.000                    |  |
|                | DEUTSCHLAND 4.0<br>01/04/37  | 11,500,000.000                    | 15,175,400.000                    |  |
|                | DEUTSCHLAND 6.5<br>07/04/27  | 3,400,000.000                     | 5,319,300.000                     |  |

|         |  |                            |                                     |                                     |  |
|---------|--|----------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--|
|         |  | FINLAND 4.25 07/04/15      | 9,500,000.000                       | 10,580,625.000                      |  |
|         |  | FINLAND 5.375 07/04/13     | 2,955,000.000                       | 3,083,099.250                       |  |
|         |  | FRANCE OAT 2.5<br>10/25/20 | 9,800,000.000                       | 10,249,330.000                      |  |
|         |  | FRANCE OAT 6.0<br>10/25/25 | 18,125,000.000                      | 24,903,387.500                      |  |
|         |  | ユーロ 小計                     | 109,680,000.000<br>(10,969,096,800) | 132,823,751.750<br>(13,283,703,413) |  |
| 国債証券 合計 |  |                            | 41,266,957,900<br>(41,266,957,900)  | 48,589,574,572<br>(48,589,574,572)  |  |
| 合計      |  |                            | 41,266,957,900<br>(41,266,957,900)  | 48,589,574,572<br>(48,589,574,572)  |  |

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨          | 銘柄数       | 組入債券<br>時価比率 | 有価証券の合計金額<br>に対する比率 |
|-------------|-----------|--------------|---------------------|
| アメリカ・ドル     | 国債証券 12銘柄 | 54.91%       | 56.17%              |
| イギリス・ポンド    | 国債証券 6銘柄  | 5.89%        | 6.02%               |
| オーストラリア・ドル  | 国債証券 2銘柄  | 1.55%        | 1.59%               |
| カナダ・ドル      | 国債証券 6銘柄  | 5.80%        | 5.94%               |
| スウェーデン・クローナ | 国債証券 4銘柄  | 0.76%        | 0.78%               |
| デンマーク・クローネ  | 国債証券 4銘柄  | 0.94%        | 0.96%               |
| ノルウェー・クローネ  | 国債証券 2銘柄  | 0.36%        | 0.37%               |
| ポーランド・ズロチ   | 国債証券 1銘柄  | 0.82%        | 0.83%               |
| ユーロ         | 国債証券 10銘柄 | 26.73%       | 27.34%              |

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

平成24年9月28日現在

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| I 資産総額              | 9,503,269,301円  |
| II 負債総額             | 40,580,173円     |
| III 純資産総額（I－II）     | 9,462,689,128円  |
| IV 発行済数量            | 14,632,787,921口 |
| V 1口当たり純資産額（III／IV） | 0.6467円         |

### （参考）マザーファンドの現況

グローバル・ボンド・ポート・マザーファンド

平成24年9月28日現在

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| I 資産総額              | 49,463,962,276円 |
| II 負債総額             | 146,165,000円    |
| III 純資産総額（I－II）     | 49,317,797,276円 |
| IV 発行済数量            | 29,787,459,860口 |
| V 1口当たり純資産額（III／IV） | 1.6557円         |

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (5)受益権の再分割

委託会社は、社振法の定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額            20億円

発行する株式総数            80,000株

発行済株式総数            24,000株

直近5ヵ年の資本金の変動

該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構

###### ① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

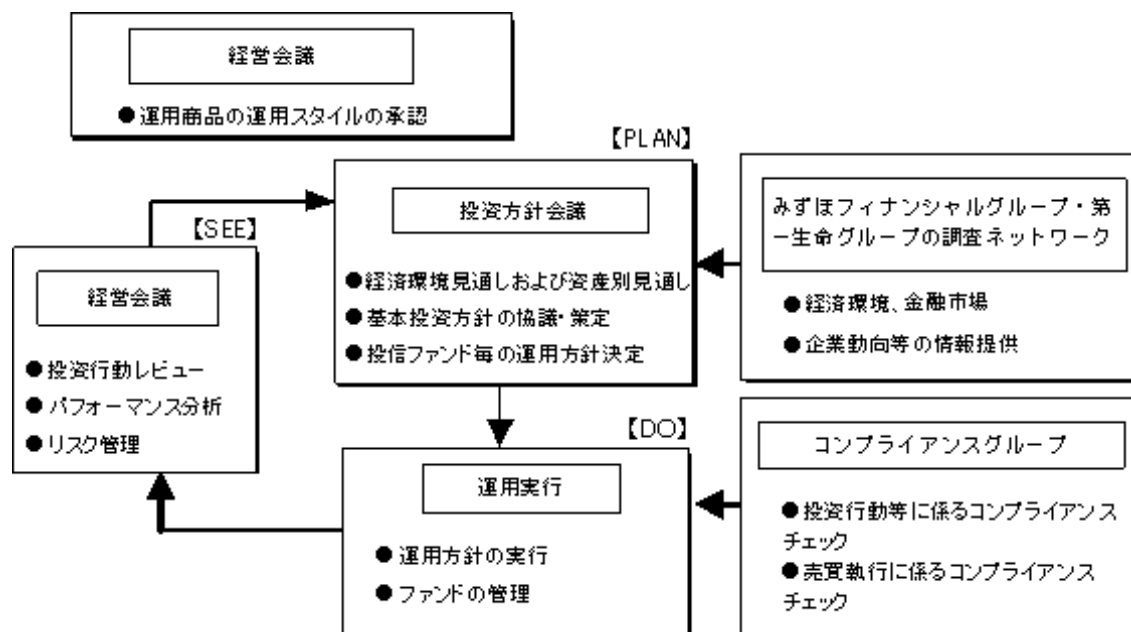
###### ② 投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、議長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回検討・評価されます。



※上記体制は平成24年9月28日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に基づく登録を受けて、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。平成24年9月28日現在、委託会社の運用する投資信託は279本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

| 基本的性格         | 本数  | 純資産総額<br>(単位：円)   |
|---------------|-----|-------------------|
| 単位型株式投資信託     | 13  | 49,631,514,271    |
| 追加型株式投資信託     | 257 | 3,923,482,433,824 |
| 単位型公社債投資信託    | 8   | 73,216,469,531    |
| 追加型公社債投資信託    | 0   | 0                 |
| 証券投資信託以外の投資信託 | 1   | 190,770,037       |
| 合計            | 279 | 4,046,521,187,663 |

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第27期事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

|           | 第26期<br>(平成23年3月31日現在) | 第27期<br>(平成24年3月31日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| (資産の部)    |                        |                        |
| 流動資産      |                        |                        |
| 現金・預金     | 12,220,759             | 12,520,748             |
| 金銭の信託     | 5,967,344              | 6,548,577              |
| 前払費用      | 27,593                 | 25,744                 |
| 未収委託者報酬   | 2,942,180              | 2,780,527              |
| 未収運用受託報酬  | 1,061,935              | 1,167,998              |
| 未収投資助言報酬  | ※2 267,240             | ※2 241,851             |
| 未収収益      | 186,483                | 212,226                |
| 繰延税金資産    | 403,201                | 344,793                |
| その他       | 102,404                | 22,264                 |
| 流動資産計     | 23,179,143             | 23,864,733             |
| 固定資産      |                        |                        |
| 有形固定資産    | 400,967                | 470,082                |
| 建物        | ※1 183,704             | ※1 167,433             |
| 車両運搬具     | —                      | ※1 4,752               |
| 器具備品      | ※1 206,306             | ※1 188,367             |
| 建設仮勘定     | 10,956                 | 109,529                |
| 無形固定資産    | 1,267,273              | 1,262,102              |
| 商標権       | ※1 510                 | ※1 383                 |
| ソフトウェア    | ※1 780,190             | ※1 1,101,685           |
| ソフトウェア仮勘定 | 478,971                | 152,513                |
| 電話加入権     | 7,148                  | 7,148                  |
| 電話施設利用権   | ※1 451                 | ※1 371                 |
| 投資その他の資産  | 4,252,397              | 3,982,258              |
| 投資有価証券    | 604,498                | 450,882                |
| 関係会社株式    | 2,457,319              | 2,119,074              |
| 繰延税金資産    | 402,191                | 590,822                |
| 長期差入保証金   | 702,696                | 731,197                |
| その他       | 85,690                 | 90,282                 |
| 固定資産計     | 5,920,638              | 5,714,444              |
| 資産合計      | 29,099,782             | 29,579,177             |

(単位：千円)

|              | 第26期<br>(平成23年3月31日現在) | 第27期<br>(平成24年3月31日現在) |
|--------------|------------------------|------------------------|
| (負債の部)       |                        |                        |
| 流動負債         |                        |                        |
| 預り金          | 120,910                | 132,805                |
| 未払金          | 1,479,756              | 1,460,128              |
| 未払収益分配金      | 3,223                  | 670                    |
| 未払償還金        | 98,362                 | 86,391                 |
| 未払手数料        | 1,134,992              | 1,088,348              |
| その他未払金       | 243,178                | 284,718                |
| 未払費用         | ※2 1,226,658           | ※2 1,105,512           |
| 未払法人税等       | 1,706,391              | 1,195,056              |
| 未払消費税等       | 143,728                | 92,354                 |
| 賞与引当金        | 575,326                | 574,646                |
| その他          | 10,000                 | —                      |
| 流動負債計        | 5,262,771              | 4,560,503              |
| 固定負債         |                        |                        |
| 退職給付引当金      | 579,063                | 680,768                |
| 役員退職慰労引当金    | 100,260                | 56,690                 |
| 固定負債計        | 679,324                | 737,458                |
| 負債合計         | 5,942,095              | 5,297,962              |
| (純資産の部)      |                        |                        |
| 株主資本         |                        |                        |
| 資本金          | 2,000,000              | 2,000,000              |
| 資本剰余金        | 2,428,478              | 2,428,478              |
| 資本準備金        | 2,428,478              | 2,428,478              |
| 利益剰余金        | 18,512,674             | 19,716,594             |
| 利益準備金        | 123,293                | 123,293                |
| その他利益剰余金     |                        |                        |
| 別途積立金        | 13,430,000             | 15,630,000             |
| 研究開発積立金      | 300,000                | 300,000                |
| 運用責任準備積立金    | 200,000                | 200,000                |
| 繰越利益剰余金      | 4,459,380              | 3,463,300              |
| 株主資本計        | 22,941,152             | 24,145,072             |
| 評価・換算差額等     |                        |                        |
| その他有価証券評価差額金 | 216,534                | 136,143                |
| 評価・換算差額等計    | 216,534                | 136,143                |
| 純資産合計        | 23,157,686             | 24,281,215             |
| 負債・純資産合計     | 29,099,782             | 29,579,177             |

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

|             | 第26期<br>(自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日) |            | 第27期<br>(自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日) |            |
|-------------|----------------------------------------|------------|----------------------------------------|------------|
| 営業収益        |                                        |            |                                        |            |
| 委託者報酬       | 24,367,005                             |            | 23,208,602                             |            |
| 運用受託報酬      | 4,458,894                              |            | 4,966,992                              |            |
| 投資助言報酬      | 1,019,727                              |            | 943,057                                |            |
| その他営業収益     | 789,867                                |            | 697,063                                |            |
| 営業収益計       |                                        | 30,635,495 |                                        | 29,815,715 |
| 営業費用        |                                        |            |                                        |            |
| 支払手数料       | 10,405,593                             |            | 10,154,958                             |            |
| 広告宣伝費       | 272,928                                |            | 164,286                                |            |
| 公告費         | 2,297                                  |            | —                                      |            |
| 調査費         | 4,755,890                              |            | 4,590,302                              |            |
| 調査費         | 2,611,173                              |            | 2,888,013                              |            |
| 委託調査費       | 2,144,716                              |            | 1,702,289                              |            |
| 委託計算費       | 338,206                                |            | 335,754                                |            |
| 営業雑経費       | 671,721                                |            | 496,565                                |            |
| 通信費         | 30,286                                 |            | 26,941                                 |            |
| 印刷費         | 585,041                                |            | 399,066                                |            |
| 協会費         | 23,561                                 |            | 25,014                                 |            |
| 諸会費         | 38                                     |            | 41                                     |            |
| 支払販売手数料     | 32,794                                 |            | 45,500                                 |            |
| 営業費用計       |                                        | 16,446,637 |                                        | 15,741,867 |
| 一般管理費       |                                        |            |                                        |            |
| 給料          | 4,576,265                              |            | 4,630,102                              |            |
| 役員報酬        | ※1 235,289                             |            | ※1 245,224                             |            |
| 給料・手当       | 3,768,114                              |            | 3,824,122                              |            |
| 賞与          | 572,860                                |            | 560,755                                |            |
| 交際費         | 38,997                                 |            | 35,987                                 |            |
| 寄付金         | 13,335                                 |            | 3,156                                  |            |
| 旅費交通費       | 255,190                                |            | 213,642                                |            |
| 租税公課        | 89,571                                 |            | 84,346                                 |            |
| 不動産賃借料      | 718,929                                |            | 656,463                                |            |
| 退職給付費用      | 139,773                                |            | 164,627                                |            |
| 固定資産減価償却費   | 486,987                                |            | 475,556                                |            |
| 福利厚生費       | 20,476                                 |            | 24,887                                 |            |
| 修繕費         | 20,842                                 |            | 6,721                                  |            |
| 賞与引当金繰入     | 575,326                                |            | 574,646                                |            |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 42,036                                 |            | 30,048                                 |            |
| 役員退職金       | 13,140                                 |            | 27,503                                 |            |
| 機器リース料      | 1,951                                  |            | 1,510                                  |            |
| 事務委託費       | 331,935                                |            | 323,740                                |            |
| 消耗品費        | 70,952                                 |            | 58,739                                 |            |
| 器具備品費       | 575                                    |            | 2,889                                  |            |
| 諸経費         | 124,218                                |            | 114,695                                |            |
| 一般管理費計      |                                        | 7,520,506  |                                        | 7,429,267  |
| 営業利益        |                                        | 6,668,351  |                                        | 6,644,580  |

(単位：千円)

|              | 第26期<br>(自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日) |           | 第27期<br>(自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日) |           |
|--------------|----------------------------------------|-----------|----------------------------------------|-----------|
| 営業外収益        |                                        |           |                                        |           |
| 受取配当金        | ※4                                     | 341,775   | 61,720                                 |           |
| 受取利息         |                                        | 9,168     | 3,921                                  |           |
| 時効成立分配金      |                                        | 2,574     | 11,383                                 |           |
| 為替差益         |                                        | —         | 1,660                                  |           |
| 投資信託解約益      |                                        | 157,213   | —                                      |           |
| 先物利益         |                                        | 9,816     | —                                      |           |
| 金銭の信託運用益     |                                        | 69,014    | —                                      |           |
| 雑収入          |                                        | 8,602     | 5,992                                  |           |
| 営業外収益計       |                                        | 598,165   |                                        | 84,678    |
| 営業外費用        |                                        |           |                                        |           |
| 為替差損         |                                        | 755       | —                                      |           |
| 時効成立後支払分配金   |                                        | —         | 36                                     |           |
| 金銭の信託運用損     |                                        | —         | 417,812                                |           |
| 雑損失          |                                        | 6,089     | 1,152                                  |           |
| 営業外費用計       |                                        | 6,844     |                                        | 419,001   |
| 経常利益         |                                        | 7,259,672 |                                        | 6,310,257 |
| 特別利益         |                                        |           |                                        |           |
| ゴルフ会員権売却益    |                                        | —         | 1,959                                  |           |
| 貸倒引当金戻入益     |                                        | 4,288     | —                                      |           |
| 過年度損益修正益     | ※3,※4                                  | 105,241   | —                                      |           |
| 特別利益計        |                                        | 109,530   |                                        | 1,959     |
| 特別損失         |                                        |           |                                        |           |
| 固定資産除却損      | ※2                                     | 31,419    | ※2                                     | 36,415    |
| 固定資産売却損      |                                        | 1,440     |                                        | 381       |
| 関係会社株式評価損    |                                        | 3,825     |                                        | 338,244   |
| 特別損失計        |                                        | 36,684    |                                        | 375,042   |
| 税引前当期純利益     |                                        | 7,332,518 |                                        | 5,937,173 |
| 法人税、住民税及び事業税 |                                        | 2,885,426 |                                        | 2,582,251 |
| 法人税等調整額      |                                        | △7,586    |                                        | △56,997   |
| 法人税等合計       |                                        | 2,877,839 |                                        | 2,525,253 |
| 当期純利益        |                                        | 4,454,678 |                                        | 3,411,920 |

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

|           | 第26期<br>(自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日) | 第27期<br>(自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日) |
|-----------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 株主資本      |                                        |                                        |
| 資本金       |                                        |                                        |
| 当期首残高     | 2,000,000                              | 2,000,000                              |
| 当期変動額     | -                                      | -                                      |
| 当期末残高     | 2,000,000                              | 2,000,000                              |
| 資本剰余金     |                                        |                                        |
| 資本準備金     |                                        |                                        |
| 当期首残高     | 2,428,478                              | 2,428,478                              |
| 当期変動額     | -                                      | -                                      |
| 当期末残高     | 2,428,478                              | 2,428,478                              |
| 利益剰余金     |                                        |                                        |
| 利益準備金     |                                        |                                        |
| 当期首残高     | 123,293                                | 123,293                                |
| 当期変動額     | -                                      | -                                      |
| 当期末残高     | 123,293                                | 123,293                                |
| その他利益剰余金  |                                        |                                        |
| 別途積立金     |                                        |                                        |
| 当期首残高     | 11,650,000                             | 13,430,000                             |
| 当期変動額     | 1,780,000                              | 2,200,000                              |
| 当期末残高     | 13,430,000                             | 15,630,000                             |
| 研究開発積立金   |                                        |                                        |
| 当期首残高     | 300,000                                | 300,000                                |
| 当期変動額     | -                                      | -                                      |
| 当期末残高     | 300,000                                | 300,000                                |
| 運用責任準備積立金 |                                        |                                        |
| 当期首残高     | 200,000                                | 200,000                                |
| 当期変動額     | -                                      | -                                      |
| 当期末残高     | 200,000                                | 200,000                                |
| 繰越利益剰余金   |                                        |                                        |
| 当期首残高     | 3,464,702                              | 4,459,380                              |
| 当期変動額     |                                        |                                        |
| 剰余金の配当    | △1,680,000                             | △2,208,000                             |
| 別途積立金の積立  | △1,780,000                             | △2,200,000                             |
| 当期純利益     | 4,454,678                              | 3,411,920                              |
| 当期末残高     | 4,459,380                              | 3,463,300                              |
| 利益剰余金合計   |                                        |                                        |
| 当期首残高     | 15,737,995                             | 18,512,674                             |
| 当期変動額     | 2,774,678                              | 1,203,920                              |
| 当期末残高     | 18,512,674                             | 19,716,594                             |
| 株主資本合計    |                                        |                                        |
| 当期首残高     | 20,166,473                             | 22,941,152                             |

|          |              |            |            |
|----------|--------------|------------|------------|
|          | 当期変動額        | 2,774,678  | 1,203,920  |
|          | 当期末残高        | 22,941,152 | 24,145,072 |
| 評価・換算差額等 |              |            |            |
|          | その他有価証券評価差額金 |            |            |
|          | 当期首残高        | 231,525    | 216,534    |
|          | 当期変動額（純額）    | △14,991    | △80,390    |
|          | 当期末残高        | 216,534    | 136,143    |
| 純資産合計    |              |            |            |
|          | 当期首残高        | 20,397,999 | 23,157,686 |
|          | 当期変動額        | 2,759,687  | 1,123,529  |
|          | 当期末残高        | 23,157,686 | 24,281,215 |

[次へ](#)

## 重要な会計方針

| 項目                       | 第27期<br>(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法       | (1) 子会社株式及び関連会社株式<br>：移動平均法による原価法<br>(2) その他有価証券<br>時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)<br>時価のないもの：移動平均法による原価法                                                                                                                               |
| 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法      | 時価法                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 3. デリバティブの評価基準及び評価方法     | 時価法                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 4. 固定資産の減価償却の方法          | (1) 有形固定資産（リース資産を除く）<br>定率法によっております。<br>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）<br>自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。<br>(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）<br>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法                                                       |
| 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。                                                                                                                                                                                                                        |
| 6. 引当金の計上基準              | (1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。<br>(2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。<br>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。<br>(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |
| 7. リース取引の処理方法            | 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。                                                                                                                                                                                    |
| 8. 消費税等の処理方法             | 税抜方式によっております。                                                                                                                                                                                                                                                              |

**追加情報**

| 第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。 |

**注記事項**

（貸借対照表関係）

## ※1. 固定資産の減価償却累計額

（千円）

|         | 第26期<br>（平成23年3月31日現在） | 第27期<br>（平成24年3月31日現在） |
|---------|------------------------|------------------------|
| 建物      | 484,832                | 513,080                |
| 車両運搬具   | —                      | 171                    |
| 器具備品    | 499,620                | 462,449                |
| 商標権     | 2,428                  | 2,555                  |
| ソフトウェア  | 809,403                | 961,584                |
| 電話施設利用権 | 1,145                  | 1,225                  |

## ※2. 関係会社項目

関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。

（千円）

|      |          | 第26期<br>（平成23年3月31日現在） | 第27期<br>（平成24年3月31日現在） |
|------|----------|------------------------|------------------------|
| 流動資産 | 未収投資助言報酬 | 266,194                | 238,121                |
| 流動負債 | 未払費用     | 291,628                | 292,536                |

（損益計算書関係）

## ※1. 役員報酬の限度額

（千円）

|         | 第26期<br>（自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日） | 第27期<br>（自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日） |
|---------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 取締役（年額） | 250,000                                | 250,000                                |
| 監査役（年額） | 50,000                                 | 50,000                                 |

## ※2. 固定資産除却損の内訳

(千円)

|        | 第26期<br>(自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日) | 第27期<br>(自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日) |
|--------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 建物     | 15,317                                 | 1,892                                  |
| 器具備品   | 3,597                                  | 18,917                                 |
| ソフトウェア | 12,503                                 | 15,606                                 |

## ※3. 過年度損益修正益の内訳

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

特別利益の過年度損益修正益は、過年度の調査費の過大計上分の戻し入れであります。

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

## ※4. 関係会社項目

各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

(千円)

|          | 第26期<br>(自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日) | 第27期<br>(自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日) |
|----------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 受取配当金    | 331,240                                | —                                      |
| 過年度損益修正益 | 105,241                                | —                                      |

(株主資本等変動計算書関係)

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数（株） | 当事業年度<br>増加株式数（株） | 当事業年度<br>減少株式数（株） | 当事業年度末<br>株式数（株） |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式     | 24,000            | —                 | —                 | 24,000           |
| 合計       | 24,000            | —                 | —                 | 24,000           |

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の<br>種類 | 配当金の<br>総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----|-----------|--------------------|---------------------|-----|-------|
|----|-----------|--------------------|---------------------|-----|-------|

|                      |          |           |        |            |           |
|----------------------|----------|-----------|--------|------------|-----------|
| 平成22年6月30日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式 | 1,680,000 | 70,000 | 平成22年3月31日 | 平成22年7月1日 |
|----------------------|----------|-----------|--------|------------|-----------|

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議                   | 株式の<br>種類 | 配当の<br>原資 | 配当金の<br>総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-----------|-----------|--------------------|---------------------|------------|------------|
| 平成23年6月28日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式  | 利益剰<br>余金 | 2,208,000          | 92,000              | 平成23年3月31日 | 平成23年6月29日 |

## 第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数（株） | 当事業年度<br>増加株式数（株） | 当事業年度<br>減少株式数（株） | 当事業年度末<br>株式数（株） |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式     | 24,000            | —                 | —                 | 24,000           |
| 合計       | 24,000            | —                 | —                 | 24,000           |

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の<br>種類 | 配当金の<br>総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-----------|--------------------|---------------------|------------|------------|
| 平成23年6月28日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式  | 2,208,000          | 92,000              | 平成23年3月31日 | 平成23年6月29日 |

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成24年6月29日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

| 決議                   | 株式の<br>種類 | 配当の<br>原資 | 配当金の<br>総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日     |
|----------------------|-----------|-----------|--------------------|---------------------|------------|-----------|
| 平成24年6月29日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式  | 利益剰<br>余金 | 2,712,000          | 113,000             | 平成24年3月31日 | 平成24年7月2日 |

## （リース取引関係）

## 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

## ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（千円）

|      | 第26期<br>（平成23年3月31日現在） |                |             | 第27期<br>（平成24年3月31日現在） |                |             |
|------|------------------------|----------------|-------------|------------------------|----------------|-------------|
|      | 取得価額<br>相当額            | 減価償却累<br>計額相当額 | 期末残高<br>相当額 | 取得価額<br>相当額            | 減価償却累<br>計額相当額 | 期末残高<br>相当額 |
| 器具備品 | 46,681                 | 46,138         | 543         | —                      | —              | —           |
| その他  | —                      | —              | —           | —                      | —              | —           |
| 合計   | 46,681                 | 46,138         | 543         | —                      | —              | —           |

## ② 未経過リース料期末残高相当額

（千円）

|      | 第26期<br>（平成23年3月31日現在） | 第27期<br>（平成24年3月31日現在） |
|------|------------------------|------------------------|
| 一年以内 | 586                    | —                      |
| 一年超  | —                      | —                      |
| 合計   | 586                    | —                      |

## ③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

（千円）

|          | 第26期<br>（自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日） | 第27期<br>（自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日） |
|----------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 支払リース料   | 15,998                                 | 588                                    |
| 減価償却費相当額 | 14,995                                 | 543                                    |
| 支払利息相当額  | 234                                    | 1                                      |

## ④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## ⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料期末残高相当額

（千円）

|      | 第26期<br>（平成23年3月31日現在） | 第27期<br>（平成24年3月31日現在） |
|------|------------------------|------------------------|
| 一年以内 | 1,475                  | —                      |
| 一年超  | —                      | —                      |

|    |       |   |
|----|-------|---|
| 合計 | 1,475 | — |
|----|-------|---|

## （金融商品関係）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券の主な内容は、政策投資目的で保有している株式であります。

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金であります。

金銭の信託に含まれるデリバティブ取引は為替予約取引、株価指数先物取引および債券先物取引であり、金銭の信託に含まれる投資信託に係る為替および市場価格の変動リスクを低減する目的で行っております。

#### (3)金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

##### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

##### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第26期（平成23年3月31日現在）

|                      | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|----------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金・預金            | 12,220,759       | 12,220,759 | —          |
| (2) 金銭の信託            | 5,967,344        | 5,967,344  | —          |
| (3) 投資有価証券<br>其他有価証券 | 524,252          | 524,252    | —          |
| 資産計                  | 18,712,356       | 18,712,356 | —          |
| (1) 未払法人税等           | 1,706,391        | 1,706,391  | —          |
| 負債計                  | 1,706,391        | 1,706,391  | —          |

第27期（平成24年3月31日現在）

|                      | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|----------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金・預金            | 12,520,748       | 12,520,748 | —          |
| (2) 金銭の信託            | 6,548,577        | 6,548,577  | —          |
| (3) 投資有価証券<br>其他有価証券 | 370,636          | 370,636    | —          |
| 資産計                  | 19,439,962       | 19,439,962 | —          |
| (1) 未払法人税等           | 1,195,056        | 1,195,056  | —          |
| 負債計                  | 1,195,056        | 1,195,056  | —          |

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

## (1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

## (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

## (1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（千円）

| 区分       | 第26期<br>（平成23年3月31日現在） | 第27期<br>（平成24年3月31日現在） |
|----------|------------------------|------------------------|
| ①非上場株式   | 80,246                 | 80,246                 |
| ②関係会社株式  | 2,457,319              | 2,119,074              |
| ③長期差入保証金 | 702,696                | 731,197                |

- ①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。
- ②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。
- ③長期差入保証金は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第26期（平成23年3月31日現在）

|        | 1年以内<br>（千円） | 1年超5年以内<br>（千円） | 5年超10年以内<br>（千円） | 10年超<br>（千円） |
|--------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| (1) 預金 | 12,220,413   | —               | —                | —            |
| 合計     | 12,220,413   | —               | —                | —            |

第27期（平成24年3月31日現在）

|        | 1年以内<br>（千円） | 1年超5年以内<br>（千円） | 5年超10年以内<br>（千円） | 10年超<br>（千円） |
|--------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| (1) 預金 | 12,520,524   | —               | —                | —            |
| 合計     | 12,520,524   | —               | —                | —            |

（注4）社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（第26期の貸借対照表計上額2,457,319千円、第27期の貸借対照表計上額2,119,074千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

## 4. その他有価証券

第26期（平成23年3月31日現在）

(千円)

| 区 分                      | 貸借対照表日における<br>貸借対照表計上額 | 取得原価    | 差額      |
|--------------------------|------------------------|---------|---------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  |                        |         |         |
| ①株式                      | 513,129                | 146,101 | 367,027 |
| ②債券                      | —                      | —       | —       |
| ③その他（投資信託）               | 3,400                  | 3,000   | 400     |
| 小計                       | 516,529                | 149,101 | 367,427 |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの |                        |         |         |
| ①株式                      | —                      | —       | —       |
| ②債券                      | —                      | —       | —       |
| ③その他（投資信託）               | 7,723                  | 10,000  | △2,277  |
| 小計                       | 7,723                  | 10,000  | △2,277  |
| 合計                       | 524,252                | 159,101 | 365,150 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第27期（平成24年3月31日現在）

(千円)

| 区 分                      | 貸借対照表日における<br>貸借対照表計上額 | 取得原価    | 差額      |
|--------------------------|------------------------|---------|---------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  |                        |         |         |
| ①株式                      | 359,540                | 146,101 | 213,438 |
| ②債券                      | —                      | —       | —       |
| ③その他（投資信託）               | 3,482                  | 3,000   | 482     |
| 小計                       | 363,022                | 149,101 | 213,920 |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの |                        |         |         |
| ①株式                      | —                      | —       | —       |
| ②債券                      | —                      | —       | —       |
| ③その他（投資信託）               | 7,614                  | 10,000  | △2,386  |
| 小計                       | 7,614                  | 10,000  | △2,386  |
| 合計                       | 370,636                | 159,101 | 211,534 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

## 6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（千円）

| 区分        | 売却額     | 売却益の合計  | 売却損の合計 |
|-----------|---------|---------|--------|
| その他（投資信託） | 719,016 | 162,043 | 4,830  |

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

## 7. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、関係会社株式について338,244千円減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

## 1. 運用目的の金銭の信託

第26期（平成23年3月31日現在）

|            | 貸借対照表日における<br>貸借対照表計上額（千円） | 当事業年度の損益に含まれた<br>評価差額（千円） |
|------------|----------------------------|---------------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 5,967,344                  | 119,701                   |

第27期（平成24年3月31日現在）

|            | 貸借対照表日における<br>貸借対照表計上額（千円） | 当事業年度の損益に含まれた<br>評価差額（千円） |
|------------|----------------------------|---------------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 6,548,577                  | △495,939                  |

## 2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

## 3. その他の金銭の信託

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

(千円)

|                 | 第26期<br>(平成23年3月31日現在) | 第27期<br>(平成24年3月31日現在) |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| (1) 退職給付債務      | 636,624                | 740,560                |
| (2) 未認識数理計算上の差異 | △57,560                | △59,792                |
| 退職給付引当金         | 579,063                | 680,768                |

## 3. 退職給付費用に関する事項

(千円)

|                    | 第26期<br>(自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日) | 第27期<br>(自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日) |
|--------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| (1) 勤務費用           | 85,216                                 | 102,728                                |
| (2) 利息費用           | 7,954                                  | 9,549                                  |
| (3) 数理計算上の差異の費用処理額 | 9,383                                  | 13,388                                 |
| (4) 確定拠出年金 拠出額     | 37,218                                 | 38,960                                 |
| 退職給付費用             | 139,773                                | 164,627                                |

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

## (1) 割引率

| 第26期<br>(自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日) | 第27期<br>(自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日) |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 1.5%                                   | 1.5%                                   |

## (2) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

## (3) 数理計算上の差異の処理年数

5年（各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理する方法）

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 | 第26期<br>(平成23年3月31日現在) | 第27期<br>(平成24年3月31日現在) |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産          | (千円)                   | (千円)                   |
| 未払事業税           | 128,299                | 87,682                 |
| 未払事業所税          | 6,141                  | 5,792                  |
| 賞与引当金           | 234,157                | 218,423                |
| 未払法定福利費         | 28,823                 | 24,791                 |
| 未払確定拠出年金掛金      | 2,739                  | 2,607                  |
| 減価償却超過額（一括償却資産） | 3,039                  | 5,496                  |
| 減価償却超過額         | 36,256                 | 150,369                |
| 繰延資産償却超過額（税法上）  | 139,027                | 47,261                 |
| 退職給付引当金         | 235,678                | 243,845                |
| 役員退職慰労引当金       | 40,806                 | 20,204                 |
| ゴルフ会員権評価損       | 5,577                  | 2,138                  |
| 投資有価証券評価損       | 763                    | 4,410                  |
| 関係会社株式評価損       | 1,556                  | 121,913                |
| その他有価証券評価差額金    | —                      | 678                    |
| 貸倒引当金繰入額        | —                      | —                      |
| 繰延税金資産合計        | 862,867                | 935,615                |
| 繰延税金負債          |                        |                        |
| その他有価証券評価差額金    | 57,474                 | —                      |
| 繰延税金負債合計        | 57,474                 | —                      |
| 差引繰延税金資産の純額     | 805,393                | 935,615                |

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

## 3. 法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」

（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は98,284千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は108,988千円増加し、その他有価証券評価差額金は10,703千円増加しております。

## （セグメント情報等）

## 1. セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

## （1）サービスごとの情報

|      | 投資信託<br>(千円) | 投資顧問<br>(千円) | その他<br>(千円) | 合計<br>(千円) |
|------|--------------|--------------|-------------|------------|
| 営業収益 | 24,367,005   | 5,478,622    | 789,867     | 30,635,495 |

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

## （2）地域ごとの情報

## ①営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## ②有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## （3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

## （1）サービスごとの情報

|      | 投資信託<br>(千円) | 投資顧問<br>(千円) | その他<br>(千円) | 合計<br>(千円) |
|------|--------------|--------------|-------------|------------|
| 営業収益 | 23,208,602   | 5,910,049    | 697,063     | 29,815,715 |

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

## （2）地域ごとの情報

## ①営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## ②有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## （3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

## (関連当事者との取引)

## (1)親会社及び法人主要株主等

## 第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

| 属性           | 会社等の<br>名称         | 住所              | 資本金<br>又は出<br>資金 | 事業の<br>内容又<br>は職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関係内容                               |             | 取引の内容                  | 取引金額<br>(千円) | 科目           | 期末<br>残高<br>(千円) |
|--------------|--------------------|-----------------|------------------|-------------------|----------------------------|------------------------------------|-------------|------------------------|--------------|--------------|------------------|
|              |                    |                 |                  |                   |                            | 役員の<br>兼任等                         | 事業上の<br>関係  |                        |              |              |                  |
| その他の<br>関係会社 | 第一生命<br>保険株式<br>会社 | 東京都<br>千代田<br>区 | 2,102<br>億円      | 生命保<br>険業         | (被所有)<br>直接50%             | 兼務<br>1名,<br>出向<br>3名,<br>転籍<br>2名 | 資産運用<br>の助言 | 資産運用の<br>助言の顧問<br>料の受入 | 710,392      | 未収投資<br>助言報酬 | 190,149          |

## 第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

| 属性           | 会社等の<br>名称         | 住所              | 資本金<br>又は出<br>資金 | 事業の<br>内容又<br>は職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関係内容                               |             | 取引の内容                  | 取引金額<br>(千円) | 科目           | 期末<br>残高<br>(千円) |
|--------------|--------------------|-----------------|------------------|-------------------|----------------------------|------------------------------------|-------------|------------------------|--------------|--------------|------------------|
|              |                    |                 |                  |                   |                            | 役員の<br>兼任等                         | 事業上の<br>関係  |                        |              |              |                  |
| その他の<br>関係会社 | 第一生命<br>保険株式<br>会社 | 東京都<br>千代田<br>区 | 2,102<br>億円      | 生命保<br>険業         | (被所有)<br>直接50%             | 兼務<br>1名,<br>出向<br>2名,<br>転籍<br>3名 | 資産運用<br>の助言 | 資産運用の<br>助言の顧問<br>料の受入 | 687,972      | 未収投資<br>助言報酬 | 177,282          |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

## (2)子会社等

## 第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

| 属性          | 会社等の<br>名称                     | 住所                          | 資本金<br>又は出<br>資金 | 事業の<br>内容又<br>は職業 | 議決権<br>等の所有(被所有)割合 | 関係内容           |                   | 取引の<br>内容                    | 取引<br>金額<br>(千円) | 科目       | 期末<br>残高<br>(千円) |
|-------------|--------------------------------|-----------------------------|------------------|-------------------|--------------------|----------------|-------------------|------------------------------|------------------|----------|------------------|
|             |                                |                             |                  |                   |                    | 役員<br>の兼<br>任等 | 事業上<br>の関係        |                              |                  |          |                  |
| 子<br>会<br>社 | DIAM<br>International<br>Ltd   | London<br>United<br>kingdom | 4,000<br>千GBP    | 資産の<br>運用         | (所有)<br>直接<br>100% | 兼務<br>2名       | 当社預<br>り資産<br>の運用 | 当社預り<br>資産の運<br>用の顧問<br>料の支払 | 646,432          | 未払<br>費用 | 172,736          |
|             | DIAM U.S.A.,<br>Inc.           | New York<br>U.S.A.          | 4,000<br>千USD    | 資産の<br>運用         | (所有)<br>直接<br>100% | 兼務<br>2名       | 当社預<br>り資産<br>の運用 | 当社預り<br>資産の運<br>用の顧問<br>料の支払 | 224,694          | 未払<br>費用 | 88,837           |
|             | DIAM<br>SINGAPORE<br>PTE. LTD. | Central<br>Singapore        | 700,000<br>千円    | 資産の<br>運用         | (所有)<br>直接<br>100% | —              | なし                | 増資の引<br>受                    | 300,000          | —        | —                |

## 第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

| 属性          | 会社等の<br>名称                   | 住所                          | 資本金<br>又は出<br>資金 | 事業の<br>内容又<br>は職業 | 議決権<br>等の所有(被所有)割合 | 関係内容           |                   | 取引の<br>内容                    | 取引<br>金額<br>(千円) | 科目       | 期末<br>残高<br>(千円) |
|-------------|------------------------------|-----------------------------|------------------|-------------------|--------------------|----------------|-------------------|------------------------------|------------------|----------|------------------|
|             |                              |                             |                  |                   |                    | 役員<br>の兼<br>任等 | 事業上<br>の関係        |                              |                  |          |                  |
| 子<br>会<br>社 | DIAM<br>International<br>Ltd | London<br>United<br>kingdom | 4,000<br>千GBP    | 資産の<br>運用         | (所有)<br>直接<br>100% | 兼務<br>2名       | 当社預<br>り資産<br>の運用 | 当社預り<br>資産の運<br>用の顧問<br>料の支払 | 523,845          | 未払<br>費用 | 158,645          |
|             | DIAM U.S.A.,<br>Inc.         | New York<br>U.S.A.          | 4,000<br>千USD    | 資産の<br>運用         | (所有)<br>直接<br>100% | 兼務<br>2名       | 当社預<br>り資産<br>の運用 | 当社預り<br>資産の運<br>用の顧問<br>料の支払 | 203,092          | 未払<br>費用 | 75,484           |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

（注3）増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

## (3)兄弟会社等

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

| 属性                   | 会社等の<br>名称                             | 住所              | 資本金<br>又は出<br>資金 | 事業の<br>内容又<br>は職業 | 議決権<br>等の所<br>有(被<br>所有)<br>割合 | 関係内容           |                                      | 取引の<br>内容                    | 取引<br>金額<br>(千円) | 科目        | 期末<br>残高<br>(千円) |
|----------------------|----------------------------------------|-----------------|------------------|-------------------|--------------------------------|----------------|--------------------------------------|------------------------------|------------------|-----------|------------------|
|                      |                                        |                 |                  |                   |                                | 役員<br>の兼<br>任等 | 事業上<br>の関係                           |                              |                  |           |                  |
| その他の<br>関係会社<br>の子会社 | 株式会社<br>みずほ銀行                          | 東京都<br>千代田<br>区 | 7,000<br>億円      | 銀行業               | —                              | —              | 当社設<br>定投資<br>信託の<br>販売、<br>預金取<br>引 | 投資信託の<br>販売代行手<br>数料         | 1,538,792        | 未払<br>手数料 | 108,444          |
|                      |                                        |                 |                  |                   |                                |                |                                      | 預金の預入<br>(純額)                | 112,401          | 現金・<br>預金 | 524,914          |
|                      |                                        |                 |                  |                   |                                |                |                                      | 受取利息                         | 156              | 未収<br>収益  | -                |
|                      | 株式会社<br>みずほコー<br>ポレート銀行                | 東京都<br>千代田<br>区 | 14,040<br>億円     | 銀行業               | —                              | —              | 当社設<br>定投資<br>信託の<br>販売、<br>預金取<br>引 | 投資信託の<br>販売代行手<br>数料         | 536,163          | 未払<br>手数料 | 89,649           |
|                      |                                        |                 |                  |                   |                                |                |                                      | 預金の引出<br>(純額)                | 1,524,876        | 現金・<br>預金 | 11,047,758       |
|                      |                                        |                 |                  |                   |                                |                |                                      | 受取利息                         | 7,802            | 未収<br>収益  | -                |
|                      | みずほ第<br>一フィナ<br>ンシャル<br>テクノロジー株式<br>会社 | 東京都<br>千代田<br>区 | 2億円              | 金融<br>技術<br>研究等   | —                              | —              | 当社預<br>り資産<br>の助言                    | 当社預り資<br>産の助言の<br>顧問料の支<br>払 | 198,967          | 未払<br>費用  | 94,085           |
|                      |                                        |                 |                  |                   |                                |                |                                      | 業務委託料<br>の支払                 | 17,740           | 未払<br>費用  | 21,598           |
|                      | 資産管理<br>サービス<br>信託銀行<br>株式会社           | 東京都<br>中央区      | 500<br>億円        | 資産管<br>理等         | —                              | —              | 当社信<br>託財産<br>の運用                    | 信託元本の<br>追加<br>(純額)          | 5,500,000        | 金銭の<br>信託 | 5,967,344        |
|                      |                                        |                 |                  |                   |                                |                |                                      | 信託報酬の<br>支払                  | 3,163            |           |                  |

## 第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

| 属性                   | 会社等の<br>名称                             | 住所              | 資本金<br>又は出<br>資金 | 事業の<br>内容又<br>は職業 | 議決権<br>等の所<br>有(被<br>所有)<br>割合 | 関係内容           |                                      | 取引の<br>内容                    | 取引金額<br>(千円) | 科目        | 期末<br>残高<br>(千円) |
|----------------------|----------------------------------------|-----------------|------------------|-------------------|--------------------------------|----------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------|-----------|------------------|
|                      |                                        |                 |                  |                   |                                | 役員<br>の兼<br>任等 | 事業上<br>の関係                           |                              |              |           |                  |
| その他の<br>関係会社<br>の子会社 | 株式会社<br>みずほ銀行                          | 東京都<br>千代田<br>区 | 7,000<br>億円      | 銀行業               | —                              | —              | 当社設<br>定投資<br>信託の<br>販売、<br>預金取<br>引 | 投資信託の<br>販売代行手<br>数料         | 1,548,354    | 未払<br>手数料 | 122,786          |
|                      |                                        |                 |                  |                   |                                |                |                                      | 預金の引出<br>(純額)                | 91,135       | 現金・<br>預金 | 433,779          |
|                      |                                        |                 |                  |                   |                                |                |                                      | 受取利息                         | 104          | 未収<br>収益  | -                |
|                      | 株式会社<br>みずほコー<br>ポレート銀行                | 東京都<br>千代田<br>区 | 14,040<br>億円     | 銀行業               | —                              | —              | 当社設<br>定投資<br>信託の<br>販売、<br>預金取<br>引 | 投資信託の<br>販売代行手<br>数料         | 450,766      | 未払<br>手数料 | 83,446           |
|                      |                                        |                 |                  |                   |                                |                |                                      | 預金の預入<br>(純額)                | 392,267      | 現金・<br>預金 | 11,440,025       |
|                      |                                        |                 |                  |                   |                                |                |                                      | 受取利息                         | 3,654        | 未収<br>収益  | -                |
|                      | みずほ第<br>一フィナ<br>ンシャル<br>テクノロジー株式<br>会社 | 東京都<br>千代田<br>区 | 2億円              | 金融<br>技術<br>研究等   | —                              | —              | 当社預<br>り資産<br>の助言                    | 当社預り資<br>産の助言の<br>顧問料の支<br>払 | 237,031      | 未払<br>費用  | 127,757          |
|                      |                                        |                 |                  |                   |                                |                |                                      | 業務委託料<br>の支払                 | 15,140       | 未払<br>費用  | 6,373            |
|                      | 資産管理<br>サービス<br>信託銀行<br>株式会社           | 東京都<br>中央区      | 500<br>億円        | 資産管<br>理等         | —                              | —              | 当社信<br>託財産<br>の運用                    | 信託元本の<br>追加<br>(純額)          | 1,000,000    | 金銭の<br>信託 | 6,548,577        |
|                      |                                        |                 |                  |                   |                                |                |                                      | 信託報酬の<br>支払                  | 5,087        |           |                  |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 資産の助言の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税が含まれております。

(注5) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。

(注6) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

## (1株当たり情報)

|              | 第26期<br>(自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日) | 第27期<br>(自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日) |
|--------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 1株当たり純資産額    | 964,903円60銭                            | 1,011,717円32銭                          |
| 1株当たり当期純利益金額 | 185,611円60銭                            | 142,163円33銭                            |

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|              | 第26期<br>(自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日) | 第27期<br>(自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日) |
|--------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 当期純利益        | 4,454,678千円                            | 3,411,920千円                            |
| 普通株主に帰属しない金額 | —                                      | —                                      |
| 普通株式に係る当期純利益 | 4,454,678千円                            | 3,411,920千円                            |
| 期中平均株式数      | 24,000株                                | 24,000株                                |

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更等

平成21年6月29日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・株券不発行に伴う対応および役付取締役（取締役会長職）追加に伴う変更

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

**第2【その他の関係法人の概況】****1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1)受託会社****a.名称**

みずほ信託銀行株式会社

**b.資本金の額**

平成24年3月末日現在 247,369百万円

**c.事業の内容**

日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

**(2)販売会社**

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

(平成24年3月末日現在)

| 名 称          | 資本金の額<br>(単位:百万円) | 事 業 の 内 容                        |
|--------------|-------------------|----------------------------------|
| 楽天銀行株式会社     | 25,954            | 日本において銀行業務を営んでおります。              |
| 株式会社北海道銀行    | 93,524            | 日本において銀行業務を営んでおります。              |
| 株式会社北陸銀行     | 140,409           | 日本において銀行業務を営んでおります。              |
| 株式会社きらやか銀行   | 17,700            | 日本において銀行業務を営んでおります。              |
| 第一生命保険株式会社   | 210,200           | 日本において保険業務を営んでおります。              |
| 株式会社SBI証券    | 47,937            | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 楽天証券株式会社     | 7,495             | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| SMBC日興証券株式会社 | 10,000            | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |

**(3)投資顧問会社****a.名称**

DIAM International Ltd

**b.資本金の額**

平成23年12月末現在 400万ポンド

**c.事業の内容**

イギリスにおいて投資顧問業務を営んでいます。

**2【関係業務の概要】**

「受託会社」は、以下の業務を行います。

(1)委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分

(2)信託財産の計算

(3)信託財産に関する報告書の作成

(4)その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1)募集販売の取扱い
- (2)追加設定の申込事務
- (3)信託契約の一部解約事務
- (4)受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (5)受益者に対する収益分配金の再投資
- (6)受益者に対する投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の交付
- (7)その他上記に付帯する業務

「投資顧問会社」は、以下の業務を行います。

- (1)当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の運用の助言

### 3【資本関係】

委託会社はDIAM International Ltdの株式を100%保有しています。第一生命保険株式会社は、委託会社の株式を12,000株（持株比率50.00%）所有しています。その他、委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

## 第3【参考情報】

当ファンドについては、当特定期間の間に、次の書類を提出いたしました。

| 書類名     | 提出年月日                 |
|---------|-----------------------|
| 有価証券届出書 | 平成24年6月12日            |
| 有価証券報告書 | 平成24年6月12日            |
| 臨時報告書   | 平成24年3月21日、平成24年6月20日 |

## 独立監査人の監査報告書

平成24年10月30日

D I A Mアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 和田 渉 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A Mグローバル・ボンド・ポート 毎月決算コース2の平成24年3月13日から平成24年9月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mグローバル・ボンド・ポート 毎月決算コース2の平成24年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

※ 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月8日

D I A Mアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山内 正彦 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 浅野 功 印  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 近藤 敏弘 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。